

(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和5年5月

東急不動産株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 ...	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して31日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年3月14日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年3月14日（火）付けの以下の日刊新聞紙に公告を掲載した。

- ・朝日新聞
- ・読売新聞
- ・毎日新聞
- ・産経新聞
- ・紀州新聞
- ・紀伊民報
- ・日高新報

なお、上記の公告後、意見書の提出期限を変更したため、令和5年3月23日（木）付けの同新聞紙に訂正の公告を掲載した。

② 地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報日高川町（令和5年3月1日発行：別紙2参照）

③ インターネットによる「お知らせ」

以下のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・東急不動産株式会社のウェブサイト（別紙3参照）

<https://tokyu-reene.com/news/wakayamainamihidakagawa2.html>

また、以下のウェブサイト「お知らせ」に情報が掲載された。

- ・和歌山県のウェブサイト（別紙4参照）
- ・日高川町のウェブサイト（別紙5参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 6 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課（和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地）
- ・印南町役場企画産業課（和歌山県日高郡印南町大字印南 2570）
- ・日高川町役場企画政策課（和歌山県日高郡日高川町土生 160 番地）
- ・日高川町中津支所中津地域振興課（和歌山県日高郡日高川町大字高津尾 29 番地）
- ・日高川町美山支所美山地域振興課（和歌山県日高郡日高川町大字川原河 202 番地）
- ・みなべ町役場総務課（和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地）

② インターネットの利用による縦覧

- ・東急不動産株式会社 ホームページ（別紙 3 参照）

<https://tokyu-reene.com/news/wakayamainamihidakagawa2.html>

(4) 縦覧期間

令和 5 年 3 月 14 日（火）から令和 5 年 4 月 13 日（木）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 65 名であった。

（内訳）和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課	0 名
印南町役場企画産業課	56 名
日高川町役場企画政策課	0 名
日高川町中津支所中津地域振興課	9 名
日高川町美山支所美山地域振興課	0 名
みなべ町役場総務課	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和5年3月22日（水）18時00分から
- ・ 開催場所：みなべ町 みなべ町立高城公民館（和歌山県日高郡みなべ町広野9）
- ・ 来場者数：8名

- ・ 開催日時：令和5年3月23日（木）18時00分から
- ・ 開催場所：日高川町 日高川交流センター（和歌山県日高郡日高川町高津尾718-3）
- ・ 来場者数：39名

- ・ 開催日時：令和5年3月24日（金）14時00分から
- ・ 開催場所：印南町 印南町川又集会センター（和歌山県日高郡印南町川又334-2）
- ・ 来場者数：17名

- ・ 開催日時：令和5年3月24日（金）18時00分から
- ・ 開催場所：印南町 印南町川又集会センター（和歌山県日高郡印南町川又334-2）
- ・ 来場者数：16名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙6参照)

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月14日(火)から令和5年4月27日(木)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

② 東急不動産株式会社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、和歌山県外26通、和歌山県内49通(うち、印南町15通、日高川町13通、その他市町村21通)の合計75通、106件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1-1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 今回の事業計画において、鳥類ではもっとも風力発電施設の建設による影響を受けることが懸念されるクマタカに対する影響評価のための調査としては、調査期間、調査位置等の観点から不適切である。このままの調査方法では、クマタカへの環境影響の適切な評価を行うためには不十分と言わざるを得ないものとなっている。</p> <p>和歌山県内のほとんどの地域でのクマタカの繁殖は2年に1回であるが、その理由は2年目も引き続きつがいで幼鳥の世話をするためである。対象事業実施区域（以下、計画地という）およびその周辺で繁殖するクマタカもこれに従うと考えられ、2 営巣期の調査では実質的に 1 繁殖期分の調査しか行わないことになり、繁殖期中で繁殖に失敗することもあるクマタカの行動圏や繁殖状況を把握するには不十分である。詳細な繁殖状況を把握するために 2 繁殖期の調査を行うには、3～4 年間の調査期間が必要である。</p> <p>また、貴社が作成した視野マップでは計画地全体を網羅して観察調査ができるとしている。</p> <p>しかし、計画地の東側で調査地点が非常に少なく、しかも営巣地や高度利用域から離れた地点（少なくとも 1km 以上）から上空を見上げる形となり、実際に観察が可能な視野が非常に狭い調査地点がほとんどである。</p> <p>そのため、木に止まっている、または低空を飛行するクマタカの発見が難しいと考えられる。もし見つけられたとしても、すぐに見失う可能性が高く、計画地の東側では十分な行動データを得られない。</p> <p>営巣地や高度利用域から 1km 以上離れた場所からの観察では、クマタカを肉眼では発見および観察するのは簡単ではなく、見逃しが多くなる。双眼鏡を使えば肉眼よりも観察は容易になる一方で、常時双眼鏡を覗きながら調査するのは困難である。</p> <p>営巣地や高度利用域から 1km 以上離れた場所を飛行するクマタカの個体識別は容易ではない。そのため、方法書に記載されている調査方法ではクマタカを個体識別したうえでの繁殖行動の詳細な解析には適さず、細かな繁殖状況を把握することは不可能である。</p> <p>これらの理由から、定点観察のための調査地点数が不足していると考えられる。</p> <p>以上の点から、方法書に記載されているクマタカなどの希少猛禽類に対する調査方法ではその生息状況や行動圏、繁殖状況などを正確に把握できないため、影響を適切に評価することはできない。特に東側の計画地には既設の道路がなく、道路の新設等によるクマタカの営巣への影響も予想されることから、詳細なデータの取得と緻密な解析が必要である。</p>	<p>クマタカの調査手法及び期間については、引き続き専門家の方のご意見を踏まえ、適切に設定してまいります。</p> <p>調査地点については、当初は航空写真や現地を視察した際に確認できた視野の広い場所を利用しておりますが、今後、現地調査における出現状況や踏査などで、利用可能な地点を追加していき、対象事業実施区域及びその周囲での繁殖状況等を把握してまいります。</p>

表 2-1(1-2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>2.クマタカに対する影響評価では、バードストライクだけでなく、道路などの付帯施設も含めた風力発電施設の建設工事中および供用開始後にもたらす生息地放棄等の影響が発生する可能性を事前に評価する必要がある。そのため調査方法や指標を方法書に明示すべきである。また、既設の風力発電施設（例；日高川ウインドファーム、中紀ウインドファーム）周辺でのクマタカの繁殖状況の事後調査の結果も示し、風力発電施設の建設によりクマタカがどのような影響を受けるのかを明らかにしたうえで、貴社が行う影響評価に活用すべきである。</p>	<p>クマタカを含む希少猛禽類の調査においては、対象事業実施区域より1.5km以上広くバッファをとって調査範囲としておりますが、繁殖の状況など出現の状況によっては、さらに調査範囲を拡げた調査を行ってまいります。その結果をもとに今後の環境影響評価において、風力発電機だけでなく、付帯施設も含めた予測及び評価を行ってまいります。</p> <p>ご指摘の、近隣の他社の既設風力事業における知見については、調査及び予測評価をする上で可能な範囲で活用してまいります。</p>
3	<p>3.渡り鳥に関する調査では、方法書には具体的な調査方法が記載されておらず、調査方法が適切かどうか判断できない。そのため、渡り鳥における調査期間や回数などを方法書に具体的に明示すべきである。</p> <p>中紀第二ウインドファーム事業において、本事業の方法書を作成した会社が行った環境影響評価の渡り鳥の調査では、渡りのピーク時期とずれた時期に調査が行われており、事業による影響が低く評価されている可能性がある。本件においても渡り鳥の調査期間や回数を明示しないだけでなく、日中も多くの鳥が渡るという渡り鳥の調査であるにもかかわらず早朝と日没前後が主要な調査時間となっており、猛禽類の渡りのピークから時期だけでなく時間的にもずれており、適切な調査方法とは言えない。</p> <p>以上の点から、方法書をいったん取り下げ、再度作成したうえで公告および縦覧をし直すべきである。</p>	<p>渡り鳥の調査時期については、春季（3～5月）及び秋季（9～11月）を予定しており、専門家の方のご意見と既存の渡りの情報も踏まえ、できるだけピークに添える日程での実施に努めます。</p> <p>調査の時間帯については、近隣の他社の既設風力事業における知見からは、猛禽類よりも小鳥類が多くなる傾向があることから、小鳥類の確認が多くなる日の出時や日没時などを含めた調査時間を設定しましたが、ご指摘も踏まえ猛禽類が渡る日中の時間も含めた観察を行う計画といたします。また、調査にあたっては、過去の渡りの情報を収集し、多くの渡りを把握できるよう努めます。</p>

表 2-1(2-1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>1. 今回の事業計画において、鳥類で最も影響が懸念されるのがクマタカであるが、今回の調査計画では、そのクマタカに対する影響を評価するための調査としては不適切である。むしろ、不十分な調査を行い、影響は軽微であるという結論を導き出すための意図的な計画であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県内のほとんどの地域で、クマタカは2年に1回の繁殖が行われる。これは2年目も引き続きつがいいで幼鳥の世話をするためである。したがって、当地域もこれにしたがうとすれば、2期の調査では1繁殖期の調査しか行えず、クマタカの行動圏や繁殖状況を把握するには不十分である。2繁殖期の調査を行うためには、3～4期の調査が必要である。 ・定点観察の地点が不適切である。視野マップでは事業区域を網羅されていることになっているが、不十分なデータを得るための意図的な配置になっていると考えざるを得ない。 <p>○東側の事業予定地に近い調査ポイントが非常に少なく、しかも離れた地点（少なくとも1km以上）から見上げる調査地点がほとんどである。そのため、遠距離でしかも上空しか見えない範囲が非常に広い。</p> <p>○上記の配置のため、止まっているクマタカや、低く飛ぶクマタカを見つけれない。見つけれたととしても、ロストする可能性が高く、十分なデータを得られない。</p> <p>○1km以上離れた場所からの観察では、肉眼では見づらく、見逃しが多くなる。双眼鏡を使えば見えるが、常時双眼鏡をのぞきながら調査するのは不可能である。</p> <p>○1km以上離れた場所を飛行するクマタカは、個体識別はほとんど不可能であるため、行動の解析には適さず、繁殖状況を把握するのは不可能である。</p> <p>以上の点から、クマタカの生息状況や行動圏、繁殖状況などを正確に把握できないため、影響を正しく評価することはできない。特に東側の事業予定地では、既設の道路がなく、道路建設等による営巣への影響も予想されることから、詳細なデータと解析が必要である。</p>	<p>調査手法及び期間については、引き続き専門家の方のご意見を踏まえ、適切に設定してまいります。</p> <p>調査地点については、当初は航空写真や現地を視察した際に確認できた視野の広い場所を利用しておりますが、今後、現地調査における出現状況や踏査などで、利用可能な地点を追加していき、対象事業実施区域及びその周囲での繁殖状況等を把握してまいります。</p>
5	<p>2. クマタカへの影響評価では、バードストライクだけでなく、建設工事（風車だけでなく道路も）や風車への忌避行動によって、営巣にどのように影響を与えるのかも評価する必要があり、その評価のための指標を、明示すべきである。また、稼働中のウインドファーム（たとえば日高川ウインドファームや中紀ウインドファーム）周辺でのクマタカの繁殖状況の事後モニタリング調査の結果も示し、ウインドファーム建設によりクマタカにどのような影響があったかを明らかにして影響評価に活用すべきである。</p> <p>影響評価に関して、この方法書を作成した業者は、中紀第二ウインドファームの報告書で、バードストライクの影響が大きいと評価が出た地点（風車）について、別の指標で無理矢理影響は低いと結論づけた報告書を出しており、事前にきちんとした評価の指標が明示されない場合、同様の意図があると考えざるを得ない。</p>	<p>今後の環境影響評価において、クマタカについて適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。</p> <p>調査及び予測の結果の評価については専門家の方のご意見も踏まえるようにいたします。</p> <p>ご指摘の、近隣の他社の既設風力事業における知見については、調査及び予測評価をする上で可能な範囲で活用してまいります。</p>

表 2-1(2-2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>3. 渡り鳥の調査では、具体的な調査方法が記載されてなく、調査方法が適切かどうかの判断ができない。期間や回数などを具体的に明示するべきである。この方法書を作成した業者は、中紀第二ウインドファームの調査において、渡りの時期のピークを外した時期に調査を行い、影響を低く見積もる調査を行っている。今回も期間や回数を明示しないだけでなく、渡り鳥の調査なのに、早朝と日没前後の調査が主となっており、タカ渡りのピークを時間的にずらす意図が読み取れる。</p> <p>以上の点から、影響が軽微であるという結論を得るための調査であると考えられ、このような意図で調査を行う業者は信用できないし、方法書としては不適切である。環境影響評価をきちんと行うためにも、適切な方法書を再度作成するべきである。</p>	<p>渡り鳥の調査時期については、春季(3~5月)及び秋季(9~11月)を予定しており、専門家の方のご意見と既存の渡りの情報も踏まえ、できるだけピークに添える日程での実施に努めます。</p> <p>調査の時間帯については、近隣の他社の既設風力事業における知見からは、猛禽類よりも小鳥類が多くなる傾向があることから、小鳥類の確認が多くなる日の出時や日没時などを含めた調査時間を設定しましたが、ご指摘も踏まえ猛禽類が渡る日中の時間も含めた観察を行う計画といたします。また、調査にあたっては、過去の渡りの情報を収集し、多くの渡りを把握できるよう努めます。</p>

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<ul style="list-style-type: none"> ・一度壊した森林はもとに戻せない。 ・風のエネルギーは人間だけのものではない。 ・地球は温暖化していないので火力発電を進めるべき。 ・武田邦彦先生等、科学者の中に自然エネルギーの危険性を訴えている方が多数おられる。 ・大阪咲州メガソーラーの様に海外に利益が流れる。 ・全てが日本製ならまだ許せるが中国製の可能性が高い。 ・由良町の山に風車が並んでいるが、由良町は電気代が安いのか？ ・そもそも再生可能エネルギーは CO2 削減にはならない。 ・負の遺産を私達の世代に遺さないで欲しい。 ・県民に周知をしないで進めている。大阪市と同じやり方。 ・数字を出して県民に再度説明をして頂きたい。そんなに急ぐ必要は無い。 ・日本の CO2 排出は 2%程度なので設置は必要無し。 	<p>本事業による土地の改変面積は必要最小限とし、森林伐採をできる限り避けるよう事業計画を検討いたします。</p> <p>気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書 (2013~2014 年) によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880 年から 2012 年の期間に 0.85℃上昇しました。温暖化の主な原因は大気中の二酸化炭素濃度の上昇とされております。今後、二酸化炭素排出削減等の温暖化対策を進めていくことは世界の国々の課題となっております。本事業は発電時に二酸化炭素を発生しない、再生可能エネルギーである風力による電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としております。</p> <p>風力発電機については、現在国内に主要なメーカーが無い場合、海外メーカーのものを採用する可能性が高いですが、今後、発電効率も含めて検討いたします。</p> <p>地政学リスクや、為替リスクのない純国産である風力という自然エネルギーの活用によって将来的に電力価格の安定につながるものと考えております。</p> <p>本事業終了後は、関係機関と協議の上、風力発電機等の設備は撤去する予定であり、負の遺産となるものは残しません。</p> <p>方法書の縦覧等については新聞 7 紙にお知らせの公告を掲載し、日高川町の広報誌にも掲載させていただきました。弊社のウェブサイトでも電子縦覧を行い、和歌山県のウェブサイトでも掲載されました。また、和歌山県庁、印南町役場、日高川町役場、日高川町中津支所、日高川町美山支所及びみなべ町役場で方法書の縦覧を行いました。住民説明会も印南町、日高川町及びみなべ町において 4 回開催しました。引き続き住民の皆様への周知に努めてまいります。</p> <p>今後の環境影響評価において、現地調査、予測及び評価を実施し、その結果は数字を含めて具体的に準備書に記載し、住民説明会等で住民の皆様にも丁寧にご説明いたします。</p>

表 2-1(4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>日高郡の風力発電計画について。 この計画に気象に関する検証が足りないと思います。</p> <p>山の風を使うということは、山の高さを上ること。そこに生まれる上昇気流によって気候変動が起こるのは間違いないはずです。</p> <p>風力発電機北部と南部で降水量がどの程度変化するのか？</p> <p>フェーン現象による気温の変化はどうなるのか？ 気象シミュレーションもできるはずなのにその資料がないのはおかしいと思います。</p>	<p>風力発電機は風のエネルギーをブレードの回転に利用するため、風力発電機の後方では風の乱れが生じますが、風力発電機のブレードの回転直径の 10 倍程度離れると他の風力発電機への影響は及ばなくなるとされております。このように風力発電機による風の場の影響は局所的であるため、気候変動のような大きなスケールの現象に及ぼす影響はないものと考えられます。また、山岳に比べて風力発電機のような構造物の大きさは小さいため大気対流に及ぼす影響もほとんどないため、降水量の変化やフェーン現象に及ぼす影響もないものと考えられます。</p>

表 2-1(5-1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>動植物の調査 国の天然記念物のヤマネやクマタカが棲む生息環境を回避しなければ、この地域の生態系が壊れる。</p>	<p>今後の環境影響評価において適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
10	<p>工専用道路 現時点での想定であるとして、排水について沈砂池に集積させ自然浸透させる等適切に処理を行う、容量を超過場合には、しがら柵を介して流速を抑えて拡散して自然放流する、とあるが、降水雨量を何ミリメートルを想定しているのか。</p> <p>追記、2011年台風12号で和歌山県が設置川又雨量観測で708mmの雨量を観測しています。 対策事業実施区域の雨量を何ミリメートル想定しているのか、改めて検討しなければならないと思います。</p>	<p>沈砂池は、造成地に降った雨水を集め、水の濁りを低減した後、排水する設備です。沈砂池は降雨時に工事ヤード等の造成地で発生する濁水を集水できるように関係法令等に則り各風力発電機のヤードを中心に設置いたしますが、沈砂池の設計に当たって想定する降水量については、今後、関係機関と協議の上、検討いたします。</p>
11	<p>水環境の状況 計画段階環境配慮書に水象の状況 記載の河川の対策がされていないと意見したが方法書に記載がない。河川水域改変がないので選定しないと言う根拠を示して下さい。</p>	<p>方法書は環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を記載する図書であるため、河川の水質への環境保全措置は準備書以降の図書に記載いたします。方法書では風力発電機の設置予定位置を網羅する各流域の河川に調査地点を設定し水質への影響を把握できるように計画しております。それ以外の本事業の影響が及ばない河川については調査地点を設定しておりません。</p>
12	<p>地質の状況 計画段階環境配慮書に、御坊一十津川断層の記述が無いこと意見したが、記述がない。 表 4.1-3 環境影響評価の項目として選定しない理由 学術上又は、希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないことから選定しないとあるが根拠を示して下さい。</p>	<p>既存資料では御坊一十津川断層の詳細な位置が不明なため、方法書の「図 3.1-11 表層地質図」にその名称は記載しておりませんが、対象事業実施区域の周囲に存在する断層の位置を記載しております。</p> <p>また、方法書の「表 6.1-6 環境影響評価の項目として選定しない理由」にも記載しておりますが、対象事業実施区域には「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に係る史跡・名勝・天然記念物及び「日本の地形レッドデータブック第1集、第2集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12年、14年）等に記載される、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないことから、地形及び地質の項目を選定しておりません。</p>
13	<p>残土に関する事項 現時点において残土の発生量は未定である残土処理が発生する可能性があるため選定する改めて検討しなければならないと思います。</p>	<p>配慮書段階では、残土の発生量等の工事計画まで決まっていないため計画段階配慮事項としては選定せず、予測評価の対象としておりませんが、方法書においては残土の項目を選定しており、準備書段階において事業計画を基に残土の影響の予測及び評価を実施いたします。</p>

表 2-1 (5-2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>印南町長の配慮書に意見 当地域は、毎年台風が多く通過し近年では、突風やゲリラ豪雨等異常気象災害対策を講じることと意見しているが、降水量を何ミリメートルとしているのか、記載して下さい。</p>	<p>印南町長の台風等の気象災害に関するご意見に対しては、風力発電施設の設置後に気象災害等により施設が破損し周囲に被害を与えることがないように、安全対策や災害対策を講じる所存です。沈砂池の設計等の事業計画に関して想定する降水量については、今後、関係機関と協議も踏まえ検討いたします。</p>
15	<p>配慮書の意見として和歌山県知事は 自然環境保全地域として、川又観音社寺林及び大滝川保安林で鳥獣保護区に囲まれている。天然記念物のカモシカ国の天然記念物ヤマネ県の文化財の可能性はある。 環境影響を回避し又は十分低減する必要があると意見されているが、回避して下さい。 改めて検討しなければならないと思います。</p>	<p>対象事業実施区域は、周囲の川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区に生息する鳥獣の活動範囲と考えられることを踏まえ、慎重に調査、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避した事業計画とするよう努めます。また、可能な限り影響が低減されるよう、適切な環境保全措置についても検討をまいります。</p>
16	<p>配慮書の意見、経済産業省は 土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに現在道路の活用等により、土砂改変量を可能な限り抑制して動植物の生息生育環境等への回避又は、極力低減するとあるが、方法書の住民説明会では、川又観音社寺林尾根から、川又野々古川又線へエリアを拡大して、経済産業省の意見を無視して方法書に対象事業実施区域面積約 1,160ha とあります。 それだけ森林がなくなり、水の保持が減少し、雨量の多い降雨時には流下水量が一気に増え土石を含め流下し、印南町の水源地である切目川ダムへ流入し災害にもつながりかねません。</p>	<p>既設の林道（野々古川又線）を利用して、風力発電機を輸送する可能性が出てきたため、方法書段階で東側に対象事業実施区域を一部追加しておりますが、事業実施想定区域（配慮書段階）から絞り込むことにより対象事業実施区域（方法書段階）全体の面積を縮小させております。また、対象事業実施区域の面積は、約 1,160ha としておりますが、これは改変の可能性のある範囲の面積を示したものであり、この面積すべてを改変する訳ではありません。実際にはこの中の一部の面積を風車ヤード及び管理用道路として改変することになります。具体的な改変面積については準備書においてお示しいたします。なお、本事業による土地の改変及び樹木の伐採は必要最小限とし、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより、土砂の流出を可能な限り低減いたします。</p>
17	<p>世界農業遺産うめシステムのミツバチの件 住民説明会の質問に、ミツバチへの影響への心配されていたが、風力発電は関係がないとの事でしたが、根拠を示してほしい。</p>	<p>風力発電機付近で養蜂されている方から状況の情報を収集しておりますが、風力発電機の稼働により、ミツバチの行動や繁殖状況に影響が出たということは確認されておられません。なお、ミツバチへの風力発電機による騒音等の影響については、今後も知見の収集に努め、影響が確認された場合には、対応を検討いたします。</p>

表 2-1 (5-3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>(4) 国土防災関係</p> <p>①森林法に基づく保安林 ②砂防法に基づく砂防指定地 ③急傾斜地の崩壊による災害の防止 ④地すべり等防止法に基づく ⑤土砂災害特別警戒区域 ⑥山地災害危険地区</p> <p>以上の方法書意見を改めて検討しなければならないと思います。</p>	<p>①対象事業実施区域に森林法に基づく保安林は存在しますが、事業による改変面積は必要最小限にいたします。</p> <p>②対象事業実施区域に砂防指定地は含まれておりません。</p> <p>③対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域は含まれておりません。</p> <p>④対象事業実施区域及びその周囲には地すべり防止法に基づく地すべり防止区域はありません。</p> <p>⑤土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は風力発電機の設置予定付近の尾根にはありませんが、拡幅が必要となる可能性のある既存道路付近にあります。これらの制約を受ける場所については、関係機関とも協議の上、防災対策を十分考慮した事業計画を検討してまいります。</p> <p>⑥和歌山県 HP によると崩壊土砂流出危険地区が風力発電機の設置予定付近の尾根にあり、山腹崩壊危険地区が拡幅の必要となる可能性のある既存道路付近にありますが、今後、事業を進めるに当たっては、関係機関とも協議の上、防災対策を十分考慮した事業計画を検討してまいります。</p>

表 2-1 (6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>代々、西神ノ川地区で、農業をし、子育てをしています。西神ノ川の上流は、土砂崩れが起きやすい土壌です。もろい土壌であることは、そこに住んでいる者は、実感していることです。和歌山県で長年、地層を研究している研究者の方によると、泥岩の細かい断層がたくさんある地域だそうです。（東急不動産さんは、おおまかな地図で調べられたのではないのでしょうか？）</p> <p>2015年7月、大雨時に、西神ノ川上流で、山が崩れ、川をせき止めました。ダム湖ができ、山の斜面にある、私のシキビ畑まで、水の底になりました。削られていない普通の山が、普通の大雨で崩れるのです。</p> <p>少しの大雨でも川が泥色に濁ることは、ここに住んでいる人は、みんな知っています。</p> <p>近年、急激な気候変動で、大雨が増え、川の水が、畑に流れ込むことが、珍しくなくなっています。</p> <p>風力建設で広範囲に山が削られると、土石流が起きて、下流にある西神ノ川集落に流れる危険が増します。</p> <p>太古から形成されてきた和歌山県独自の貴重な自然を、数年の工事で、破壊することになります。</p> <p>和歌山県には、他県に無い、貴重な自然が残っています。なにものにも、代えがたいものです。</p> <p>東急不動産さんは、バイオマス事業もされているようです。自然を生かす事業なら、私は、歓迎です。</p> <p>※写真省略</p>	<p>和歌山県内における過去の台風や大雨について、多くの被害が出ていることについては認識しております。</p> <p>本事業においても当該施設に起因する土砂災害等が発生しないよう防災にも十分配慮した調査・設計・施工を検討してまいります。本事業による土地の改変及び樹木の伐採は必要最小限とし、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより、土砂の流出を可能な限り低減いたします。</p> <p>2015年7月の大雨後の西神ノ川の状況の写真をご提示いただき、ありがとうございます。参考とさせていただきます。</p>

表 2-1 (7) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>計画では、西神ノ川地区の町道が工事車両の通り道となっています。西神ノ川は、人がちゃんと 15 軒居住している集落です。</p> <p>この道は、ダンプがやっと通れる幅なので、ダンプが通ると、一切すれ違いができません。地区への説明会で、多い日は工事車両が 1 日 250 台通ると聞きました。1 日に 8 時間通るとして計算すると、250 台で 2 分に 1 台、往復 500 台とすると 1 分に 1 台通ることになります。</p> <p>また、発電した電線を、町道に埋め込む計画になっています。道は狭いため、工事中は完全に車が通行止めとなってしまうです。</p> <p>朝夕の通勤の車以外に、日中は、農業・林業・炭焼きの車、宅配の車、ゴミ収集車、トイレ汲み取りの車、また、高齢化が進んでる地域のためデイサービスの送迎、移動販売の車、ヘルパーさんの車、その他が通ります。地域のお年寄りが、お互いのお家に歩いて行って交流し、心身の健康を保たれています。</p> <p>工事車両の通り道となれば、また、電線を埋め込む工事が行われれば、何年ものあいだ、集落の生活が成り立たなくなります。</p> <p>高圧電線による電磁波も、低周波と同じく、体質によっては、影響がでると聞きます。3/24 の説明会で電圧や電磁波の影響等を質問しましたが、まだ、ご回答いただいていません。小さい子供がいますので、心配です。</p>	<p>現在、工事計画を検討しておりますが、工事工程の調整等により工事関係車両の走行台数を平準化し、建設工事のピーク時の走行台数の低減に努めます。また、工事関係車両の適正な走行、歩行者がいる場所は誘導員の配置を含め検討し、細心の注意を払って走行すること等、安全対策を徹底いたします。</p> <p>送電線の設置方法については別ルートや、地中埋設以外の方法についても検討し、地元の住民の皆様への生活への影響をできるだけ小さくするよう配慮してまいります。</p> <p>送電線による電磁波につきましては、経済産業省の「電気設備に関する技術基準」により、電力設備から発生する電磁波に制限値があり、送電線などの電力設備の付近において 200 マイクロテスラ以下となるようにしなければならぬことが定められています。本事業の送電線についてもこの基準を守ってまいります。送配電網協議会が 2012～2022 年に調べた全国 1,372 地点の送電線周辺の調査結果は、地上 1m の高さで最大でも 7 マイクロテスラであり、規制値を大きく下回っていたことが報告されています。また、家電製品から発生する電磁波について、電子レンジは 1.6 マイクロテスラ以下、ドライヤーは 3.7 マイクロテスラ以下、電気カーペットは 19 マイクロテスラ以下となっております。</p>

表 2-1 (8) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<p>東急不動産は、もともと、街づくりの会社だと聞きました。</p> <p>風力の計画が来てから、地元住民の間で、「断絶」ができてしまいました。</p> <p>健康や自然のことを心配して風力に反対する住民。土地を売りたいと風力に賛成する住民。</p> <p>風力の計画が来るまでは、地域内に、このような、断絶は、ありませんでした。とても悲しく思います。</p> <p>洋上風力にシフトする流れの中で、なぜ、陸上に計画し、地域住民のあいだに、断絶・対立を生むようなことをするのでしょうか？</p> <p>和歌山県の椿温泉の知り合いに聞くと、風力計画が撤退した 7 年後の今も、地域内での断絶が残っているそうです。集落の歴史が壊れることになります。</p> <p>和歌山県の各地で、このような、悲しいことが起きてほしくないと思います。</p>	<p>日本政府が策定した「第 6 次エネルギー基本計画」によれば、洋上風力発電の案件形成加速とともに陸上風力の導入拡大に取り組むこととされています。弊社としましても、脱炭素社会への実現にむけて陸上・洋上に関わらず、様々な電源が必要であると考えており、これまで培ってきた街づくりの視点を活かしながら陸上における風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指したいと考えております。</p> <p>本風力発電事業の計画により、地元住民の皆様の中に「断絶」が生じることは本意ではありません。今後、本事業について地元住民の皆様にご丁寧なご説明をし、ご意見をいただきながら、地域に受け入れていただける事業となるよう努めてまいります。</p>

表 2-1(9) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>日高郡では、風力稼働によってサル・鹿・イノシシが、周りの場所へ移動するという話をよく聞きます。こちらは農家が多く、獣害には敏感だからです。</p> <p>近年、清流小学校（印南町羽六地区・印南風力から少し離れた地区）のすぐ近くで、クマの目撃が相次ぐようになりました。清流小学校では、2021年に全校児童分の熊鈴を用意し、熊の目撃があると、児童に熊鈴をつけさせています。清流小学校は、県道のすぐそばで、もともと、熊が出るような場所ではありません。</p> <p>自然界の動物が移動するということは、低周波等、風車の周囲が、体に良くないと動物が本能で察知するからではないでしょうか？ということ、人間にとっても良くないはずです。</p> <p>今回の計画地域の山も、熊、イノシシ、サル、鹿、カモシカ等、住む地域です。</p> <p>動物が移動して、農業への獣害がひどくなった場合、また、熊に襲われるなどの事故が起きる可能性は、考慮に入っていますか？実際に地域に住む者の、意見です。</p>	<p>現在のところ、風力発電機の稼働が原因で、サル・シカ・イノシシ等の行動への影響が報告された事例は把握しておりませんが、地元の方に、そのような懸念があることは認識しております。</p> <p>引き続き、このような知見の収集に努め、風力発電機による影響が明らかな際には誠実に対応いたします。また、獣害に関して地元の方々との意見交換をさせていただき、対策を検討してまいります。</p>

表 2-1(10) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>再生可能エネルギーの手段として「風力発電」が、世界的に普及し始めている現状の一環として今回の計画案を、無下に否定することは出来ないと思う。</p> <p>しかしながら、第一に配慮しなければならないことは、計画地域に住む町民の生活を脅かしてはならないこと！！</p> <p>ヨーロッパ諸国のように、風車の建設を住民の生活圏から明確に数字で規制していない日本に於いて、ルールが無いからそれを無視して良いことにはならない。</p> <p>諸国の現状を参考にして、計画案をゴリ押しすることなく「先住民」の不安を取り除く『話し合い』を望みたい。将来これら風車に起因する災害が起きた際の【補償を約する念書】を提示することも重要と思う。</p>	<p>本事業による環境への影響については、今後、現地調査を行い、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減し、対象事業実施区域の周囲の住民の皆様の生活を脅かすことのないようにいたします。</p> <p>国内における風力発電機の騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）があり、本事業においてもこの指針に基づき、騒音の評価を行います。</p> <p>現時点の事業計画では風力発電機の設置予定位置は住居等から可能な限り離隔をとり、約 1km の距離を確保することとしておりますが、周辺環境へ騒音の影響などが生じる可能性はあると考えております。このため、今後、騒音の現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>今後も地元住民の皆様には本事業について丁寧なご説明を行い、ご意見をいただき、話し合いをさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては災害等が発生しないように十分注意して工事を実施し、運転管理を行います。万が一、本事業に起因する災害等が発生した場合には、誠実に対応させていただきます。</p>

表 2-1(11) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>兵庫県より移住して、おいしい水、豊かな自然に癒されて暮らしています。 美里の水はおいしいと町内でも言われています。 もし、風力発電が建設され、切目川が土砂でにごるようなことが起これば、もうおいしい水は飲みません。 南海トラフがいつ起こるか心配されている昨今、どうして、和歌山県に設置なのでしょう？ 地震がなくても最近は大雨が多いです。尾根近くを開発すると、山全体が崩れやすくなります。</p>	<p>対象事業実施区域の周辺は、真妻わさびに代表されるように水のきれいな地域であると認識しております。 本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで、降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが、沈砂池の設置等の環境保全措置を行う計画としており、また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、河川への水の濁りの影響を可能な限り、回避または低減いたします。 風力発電機の建設に当たっては、国の耐震基準等を満足するように設計・施工を行いますので、地震による風力発電機の倒壊等はないものと考えております。また、事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>

表 2-1(12) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>大型風車の設営に関して近隣住民にはかなりの負担になると予想されます 1. 基礎 2. 資材搬入等の大型トラックの往来 3. 水脈、地盤等の破壊 それらを地域住民に説明納得の上 設置が必要です。 設置直後に関しては騒音、低周波の有無 現地で管理をつけ 長年にわたって管理できることが必須です。現地に管理のできる人を常駐 いずれ老朽化を迎え 撤去せず放置状態になるのではないですか？ そのあたりきっちり誓約を交わし最後まで責任をもって設営できることを明確にすることが必要だと思います。 誓約は公的な場で、メディアも含めやっていただきたいです。</p>	<p>基礎を含めた風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。 トラック等の工事関係車両の往来については、現在、工事計画を検討しておりますが、工事工程の調整等により工事関係車両の走行台数を平準化し、建設工事のピーク時の走行台数の低減に努めます。また、工事関係車両の適正な走行、歩行者がいる場所誘導員の配置を含め検討し、細心の注意を払って走行すること等、安全対策を徹底いたします。 風力発電機の設置場所は尾根付近であるため、基礎により地下水脈等を破壊することはないと考えますが、事前にボーリング調査により地下水や地盤の状況を把握し、工事によって影響のないことを確認いたします。 風力発電機による騒音及び超低周波音については、今後、現地調査を実施し、予測及び評価を行い、環境への影響を可能な限り低減いたします。 風力発電施設の管理のための現地管理事務所の設置については検討中ですが、風力発電施設稼働後は適切に運転管理を実施いたします。 風力発電事業を終了する場合については、廃止した風力発電施設は撤去し、関係機関とも協議し、原状復帰することを基本といたします。</p>

表 2-1(13) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>水源地も近すぎるうえに、鳥獣保護区も近すぎます。会社説明会にも参加しましたが、その3日前に、六ヶ所村で風力発電が倒れているにも関わらず、会社はその事にもたった一言もふれませんでした。騒音と低周波も、同じようにあつかう姿勢も不誠実です。昔から、ずっと暮らしていた住民の方が自然と密接で、よく知っています。机の上でPCや勉強をしている、いわゆる「学者」さんより、もっともっと、その土地を知っています。その土地の人が、1人でも嫌だと言うなら、その意見は尊重されるべきです。長い時間をかけて、生態系は変化していきます。</p> <p>犠牲や破壊、いのち（人間以外の生物達も含めて）を軽視し、敬わない行為の上でしか成り立たないやり方を、いつまで続ける気ですか？そのやり方では、いつか人間に返ってきます。</p> <p>そして、その犠牲になるのは、その土地に住む人々と残された世代です。</p> <p>風力発電事業に反対します。撤退してほしいです。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の水道水源地については、それらの取水地を把握したうえで、本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源地への影響を回避・低減いたします。</p> <p>鳥獣保護区に隣接する対象事業実施区域付近については動物及び植物の現地調査を実施いたします。</p> <p>今年3月17日に青森県の六ヶ所村風力発電所において発生した風力発電機の倒壊事故に関しては、現在、その原因を調査中ということですが、電気事業法に基づく適切な検査により防止できた可能性が指摘されていると承知しております。本事業においては風力発電施設の設計・施工・管理を適切に実施し、風力発電機の倒壊等の事故等が発生することのないよう十分留意してまいります。</p> <p>本事業の環境影響評価においては可聴音である騒音と人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音は別の項目としてそれぞれ調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>今後とも地元住民の皆様には本事業について丁寧なご説明を行い、事業へのご理解をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>生態系につきましては、この地域の上位性及び典型性の種を選定し、現地調査を行い、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>地元住民の皆様のご生活環境及び動物・植物・生態系等の自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(14) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>近年はゲリラ豪雨、強大台風、地震などが、増えており、道路工事の段階で盛り土等、危険だと思います。低周波の健康への不安も多く、生態系も破壊するでしょう。</p> <p>又、水源地も工事予定地にあります。今より、事業により、水質・水量が良くなると思えません。住環境、生態系環境に負荷をかけない、発電方法、現在も、未来へも責任のとれるやり方は、あると思います。計画の段階で中止すべきだと思います。これ以上、負の遺産を増やさないで下さい。</p>	<p>道路の新設及び拡幅工事に当たっては、設計の段階で安定性を考慮した法面勾配にする等、安全に十分配慮したものといたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>なお、周波数が 20~100Hz の低周波音については人の耳に聞こえる可聴音であるため、これらも含めた通常の騒音として調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>生態系につきましては、この地域の上位性及び典型性の種を選定し、現地調査を行い、予測及び評価を実施し、生態系への影響を可能な限り回避・低減いたします。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲の水道水源地については、それらの取水地を把握したうえで、本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源地への影響を回避・低減いたします。</p> <p>地元住民の皆様のご生活環境及び自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(15) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>方法書では事業の目的として、「風力発電を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指す。」とされています。</p> <p>しかしながら風力発電は、電気代の上昇、景観の破壊や災害の増加、貴重な動植物への影響、低周波音による健康被害、農地の獣害の増加など多くの懸念があります。CO2削減が唯一の利点ですが、そのためだけにこれだけの懸念を抱えることで地域が活性化されるとは到底思えません。</p> <p>多くの懸念を抱える風力発電よりも、御社でも実績がある木質バイオマス発電の方が地域の活性化に貢献するものと考えます。</p> <p>当地域でも植林されて放置されているスギ・ヒノキを燃料として利用し、本来の広葉樹の植生を取り戻す事業をして頂きたい。</p> <p>こちらの場合は、花粉症の軽減、地元林業の活性化、農地の獣害の減少、災害の軽減、景観の回復による観光産業の増進、海産資源の増加など多くの効果を期待できます。ご一考いただければ幸いです。</p>	<p>再生可能エネルギーに限らず、各種の発電方法はそれぞれに課題はございますが、多様な電源を確保することが重要であると考えております。現在、電気代は様々な要因から高騰しておりますが、地政学リスクや、為替リスクのない純国産である風力という自然エネルギーの活用によって将来的に電力価格の安定につながるものと考えております。</p> <p>土砂災害等のご懸念につきましては、事業を進めるに当たって和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>景観、騒音、超低周波音、動植物への影響につきましては、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。現在のところ、風力発電機の稼働が原因で、サル・シカ・イノシシ等の行動への影響が報告された事例は把握しておりませんが、地元の方に、そのような懸念があることは認識しております。</p> <p>引き続き、このような知見の収集に努め、風力発電機による影響が明らか際には誠実に対応いたします。また、獣害に関して地元の方々と意見交換をさせていただき、対策を検討してまいります。</p> <p>地域の活性化につきましては、今後、地元の皆様のご要望を聞きながら適切な地域貢献策を検討してまいります。</p> <p>木質バイオマス発電に関するご提案ありがとうございます。バイオマス発電事業の参考とさせていただきます。</p>

表 2-1 (16) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>印南町内に住んでいますが、知り合いに署名を頼まれるまで、風力発電計画を知りませんでした。計画を、印南町民はほとんど知りません。計画についても、業者説明会についても、方法書の縦覧・意見書提出についても、印南町の広報誌に一切載っていません。</p> <p>今回の計画は、広範囲の開発です。印南町の水源・切目川ダムのある地域も含まれます。</p> <p>印南町民にとって、昔から大切な、川又観音、真妻山も関係します。</p> <p>また、印南町の上空は、オレンジルートのため、米軍機がすごい音をたて、超高速で低空飛行します。もし事故が起きた場合、被害は印南町の広範囲におよびます。どう対処するのでしょうか？</p> <p>まったく印南町民への説明無く、大規模な計画を進めている姿勢は、問題なのではないでしょうか？</p>	<p>方法書の縦覧等については印南町の広報誌には掲載させていただいておりませんが、日高川町の広報誌には掲載させていただきました。新聞 7 紙に縦覧のお知らせの公告を掲載し、弊社のウェブサイトでも電子縦覧を行い、和歌山県のウェブサイトでも掲載されました。方法書の縦覧は、和歌山県庁、印南町役場、日高川町役場、日高川町中津支所、日高川町美山支所及びびみなべ町役場で行わせていただきました。住民説明会も印南町、日高川町及びびみなべ町において 4 回開催しました。引き続き住民の皆様への周知に努めてまいります。</p> <p>本事業による水道水源や河川等への水質の影響についても今後、調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>川又観音社寺林については対象事業実施区域には含まれておりません。真妻山については山頂からの景観の影響が考えられるため、眺望点として選定し、調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響について、防衛省に確認したところ、本事業の計画の変更を求めるような影響ありとの判断に至らなかったとの見解をいただいております。風力発電機の設置に当たっては航空法を遵守し、航空機の飛行の支障にならないように航空障害灯の設置等も行います。</p> <p>今後とも地元住民の皆様には本事業について丁寧なご説明を行い、事業へのご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

表 2-1(17) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>長年野菜づくりをしている。これまでイノシシ、鹿の被害があり、電柵や 2 メートルの網で被害を防いできた。昨年サツマイモがサル被害で全滅という初めての経験をした。近年町内に風力発電が設置されてイノシシやサルが低周波の影響から逃れて里に下りてきているという話をきいている。環境にやさしい太陽光発電や風力発電に期待はするが低周波の影響も無視はできないと考える。洋上風力発電も考えられるのではないだろうか。</p>	<p>近年、全国的にシカやイノシシの個体数が多い状況にあり、今まで見られなかった地域への生息域の拡大が原因と考えられます。</p> <p>現在のところ風力発電機の稼働が原因でサル・シカ・イノシシ等の行動への影響が報告された事例は把握しておりませんが、地元の方に、そのような懸念があることは認識しております。</p> <p>引き続き、このような知見の収集に努め、風力発電機による影響が明らかな際には誠実に対応いたします。また獣害に関して地元の方々と意見交換をさせていただき、対策を検討してまいります。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>日本政府が策定した「第 6 次エネルギー基本計画」によれば、洋上風力発電の案件形成加速とともに陸上風力の導入拡大に取り組むこととされています。弊社としましても、脱炭素社会への実現にむけて陸上・洋上に関わらず、様々な電源が必要であると考えており、これまで培ってきた街づくりの視点を活かしながら陸上における風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指したいと考えております。</p>

表 2-1(18) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>風力エネルギー自体は有効であっても、風力発電に伴う低周波音による健康被害をはじめ、実際に被害があるとわかっている前提で、人家より数キロしか離れていないエリアに設置の計画が進んでいくのは違うと思います。</p> <p>ヨーロッパでの風車の設置規制を見ても、人家より 15～20km 以上離しての設置が義務づけられていることを無視してはいけないのではないのでしょうか。</p> <p>日本において、公害と認定されてからでは遅いと思います。</p> <p>環境とは人を含む(生物も含めて)大前提があつてのことです。</p>	<p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>ご指摘のヨーロッパの風力発電機の規制基準は陸上風力には適用されていません。ヨーロッパにおける洋上風力発電では、洋上風力の立地を促進する区域を定める際の発電所の離岸距離について、景観や海洋空間計画の観点から、数 km 以上離岸距離を取るという基準がありますが、騒音や超低周波音が理由とはされておりません。また、ヨーロッパの海岸では、数 km 以上離れている場合でも遠浅である点が日本とは異なるとされています。</p> <p>地元住民の皆様の生活環境及び動物・植物・生態系については、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(19) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>自然をこわさないで下さい。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(20) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>環境の保全、というコトバの意味のとおり、是非、住民の環境を保全してほしいと思います。</p> <p>つまり、パッと住民がその環境に目をやった時に、例えば西の空を眺めたりした時に、山の上に巨大な構築物が視野に入ってくることは、これは環境を保全しなかった結果です。</p> <p>絶対にそういう不愉快、不健全なことはやめて下さい。</p>	<p>地元住民の皆様の生活環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>景観については、地元住民の皆様が生活される地区についても眺望点として設定し、景観の調査、予測及び評価を実施いたします。風力発電機の設置位置は可能な限り住宅等から離隔を確保し、風力発電機の色も周辺環境になじみやすい環境融和色とすることで景観への影響を可能な限り低減いたします。</p>

表 2-1(21) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>風力発電事業に反対します。 きれいな真妻山の山々に風力発電ができるのはすごく悲しいです。 子供達にすてきな自然を残したいので反対します。</p>	<p>本事業で真妻山に風力発電機を設置することはありません。真妻山の東側の尾根上に風力発電機を設置する計画としておりますが、本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(22) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>今現在不自然で、体調に悪い低音と振動を感じ生活しています。 これ以上不自然で不健康な環境を増やす事はやめて下さい。 夜の点滅もとても不自然です。</p>	<p>風力発電機の稼働に伴う騒音・超低周波音については、対象事業実施区域の周囲の住居付近に調査地点を設定し、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。 風力発電機の設置位置は住宅等から1km以上の離隔を確保し、影響を可能な限り回避・低減いたします。 風力発電機の航空障害灯は航空法により設置が義務付けられておりますが、必要以上の明るさとならないようにし、航空障害灯の光が下方へ拡がらないような対策も検討いたします。</p>

表 2-1(23) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>自然をこわす「再生可能」じゃない再生可能エネルギーはいりません。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (24) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 表 24

No.	意見の概要	事業者の見解
37	<p>水源のある山を切りひらいて(調査のためにも)自然をたくさん壊してまで、日本最大級の風力発電を建設する必要があるとは思えません。</p> <p>水源がなくなったらどうするんですか？</p> <p>低周波の体の影響は、どう考えているんですか？</p> <p>生物多様性の面でも必要ないと思います。</p> <p>未来のために、持続可能な環境を残していきたいと思えます。</p> <p>外国では厳しい基準を見習って欲しい。</p> <p>大切なのは、経済ではなく、いのちです。</p>	<p>森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないよう、森林の開発面積は必要最小限となるように計画いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>動物・植物・生態系については、本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>また、国内では、風力発電機から発生する騒音について「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)に示された指針があり、これは国内及び海外の文献調査を研究し、複数の専門家が出した見解を基に作成されており、本事業における風力発電機の騒音の評価もこの指針に基づいて行います。</p> <p>地元住民の皆様のご生活環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (25) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
38	風力発電は、環境の影響が大きいので、必要ないと思います。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、地元住民の皆様の生活環境及び自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1 (26) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
39	大きな風力発電が、そのゆるい土地に必要だと思えないです。 次の世代への負担が大きい。	風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。 また、本事業の実施に当たっては災害等が発生しないように十分注意して工事を実施し、適切な運転管理を行い、できる限り地元住民の皆様へご負担をかけないように努めます。万が一本事業に起因する災害等が発生した場合には、誠実に対応させていただきます。

表 2-1 (27) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
40	土地改変によって(木を切り倒す) 土壌に生息する動植物の生息環境が消失・分断されることは自然エネルギーで発電!! という様なことからかけ離れているように思います。元も子もありません。また、風力発電事業を推進したとしても、安定的な電力は難しく、台風が多い日本では(台風時の強風は安全の為、風力発電を行わないことから) 適していないと思います。 適していないことを施行し、自然を一度破壊してしまえば十数年、数十年かかっても元に戻ることはないです。利権で片づけしないで下さい。 この意見文は、土地(都市) 開発が進みきった地元の東京から和歌山の美しい景観に魅了されて移住してきた26歳が書いたものです。土地も見えないようなところの議員さんの票集めのために希望を搾取されることに憤慨しています。和歌山印南日高川風力事業に強く反対します。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。 ご認識のとおり、風力発電は風のエネルギーに左右されるため、発電は不安定となりますが、火力発電など、出力が変更可能な電源であり調整力を持つ電源との組み合わせが必要です。一方で日本政府としては、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、調整力のある電源の脱炭素化を進めることで、できる限り電源構成に占める火力発電の比率を引き下げていくこととしています。

表 2-1 (28) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
41	<p>大反対！ これは開発ではなく、自然豊かな和歌山の土地に対する嫌がらせだと思う。 東京の事業者が何故わざわざ和歌山に、こんな計画をするのか。 景観を損なうだけでなく、土地への負担でしかない。 尾根三分には手を出すな！！</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>本事業は、国、和歌山県、印南町及び日高川町の再生可能エネルギー施策に鑑み、和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近の尾根の一部において風力発電施設の設置を行い、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としております。</p> <p>景観につきましては対象事業実施区域周囲の主要な眺望点や地元住民の皆様が生活される地区を眺望点として選定し、調査、予測及び評価を実施いたします。風力発電機の設置位置は可能な限り住宅等から離隔を確保し、風力発電機の色も周辺環境になじみやすい環境融和色とすることで景観への影響を可能な限り低減いたします。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては災害等が発生しないように十分注意して工事を実施し、適切な運転管理を行い、できる限り地元住民の皆様へご負担をかけないように努めます。万が一本事業に起因する災害等が発生した場合には、誠実に対応させていただきます。</p> <p>本事業による樹木の伐採については必要最小限とするとともに、天然林等の植生自然度の高い森林の伐採はできる限り避けるようにいたします。</p>

表 2-1 (29) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>この国で何百年も昔から言い伝えられてきた「尾根三部には手を出すな」という自然と共存してきた民の教えがあります。 山の尾根に手を出す事は、自然災害につながる行いだと思えます。 ビジネス、経済的利益のためにそんな言い伝えを無視した行為には断固として反対です。</p>	<p>本事業による樹木の伐採については必要最小限とするとともに、天然林等の植生自然度の高い森林の伐採はできる限り避けるようにいたします。</p> <p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>

表 2-1(30) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>工事中の環境汚染や、低周波（人間の耳に聞こえない波長のもの）や、出力する電力の現実性に疑問があります。</p> <p>これらの回答や計画について、住民がわかりやすい形、また、その情報にアクセスしやすくすることを求めたいです。</p> <p>特に行政文書のような文書ではない形で、住民が子供でも理解できるような形で計画を説明してもらいたいことが重要だと思っています。</p>	<p>本事業の造成等の施工により、降雨時に一時的な水の濁りの影響の可能性があるため対象事業実施区域及びその周囲の河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>弊社では陸上風力発電についての実績もあり、本事業においても発電し出力する電力については十分現実的であると考えております。</p> <p>今後も地元住民の皆様には本事業について丁寧でわかりやすいご説明を行い、事業へのご理解をいただけるよう努めてまいります。今後、本事業の計画や環境影響評価の調査、予測及び評価の結果については準備書として取りまとめ、それを要約した要約書とともに弊社のウェブサイト等で電子縦覧し、縦覧期間中、住民の皆様がアクセスできるようにいたします。また、準備書の住民説明会においても、わかりやすい資料によりご説明するように努めます。</p>

表 2-1(31) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
44	<p>巨大風力発電に反対します。</p> <p>自然をこわしてまで、新しい電力はいらない。</p> <p>山を掘りおこして、地盤がゆるんで台風や地震のときにもとても危ないと思うし、計画を中止してほしいです。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>

表 2-1 (32) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
45	<p>巨大風力建設に反対します。</p> <p>日本で一番大きな風力発電が建つということは、その運ぶための道を増設したり、そのための残土をどのようにするのかなどわからないまま計画を進めるのは不安です。</p> <p>低周波の身体の影響も心配です。</p> <p>不定愁訴で症状があまりさだかではないことや、診断がつきづらいこと、保証もはっきりしないのに計画がすすむこと自体が不安ですし、心配です。</p> <p>撤去のしかたもわかりません。</p> <p>自然エネルギーをすすめていくのでも、本当に未来の子供たちに負担をかけるやりかたはやめてもらいたいし、計画中止してほしいです。</p>	<p>風力発電機の大型部品を輸送するため、既存道路を拡幅もしくは道路を新設いたします。工事により発生した残土は対象事業実施区域内に残土処分地を設置するか、もしくは既存の残土処分場へ運搬することといたします。残土処分の方法については、今後、事業計画を検討していく中で具体的に決定いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様のご懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>方法書においては残土の項目を選定しており、準備書段階において事業計画を基に残土の影響の予測及び評価を実施いたします。</p> <p>本事業の風力発電施設稼働後、苦情等が発生した場合は、本事業に起因する場合は誠実に対応いたします。</p> <p>風力発電事業を終了する場合については、廃止した風力発電施設は撤去し、関係機関とも協議し、原状復帰することを基本といたします。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては災害等が発生しないように十分注意して工事を実施し、適切な運転管理を行い、できる限り地元住民の皆様へご負担をかけないように努めます。万が一本事業に起因する災害等が発生した場合には、誠実に対応させていただきます。</p>

表 2-1 (33) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>(1) 絶滅危惧種 (RDB、環境省と和歌山県) の調査と、それらの保全対策をどうするのか。このことは普通種の生物に対しても同じです。</p> <p>(2) この事業のために期間を設けて調査するだけでなく、各分類群に関して、これまでに現地調査をされている県内の団体や個人の方がおられると思います。その方々に調査結果を提示して意見を伺うことも必要ではないか。</p> <p>(3) 植物については、「植物相の例」としての調査があるが、コケ植物・シダ植物・種子植物などの分類群の調査はあるのでしょうか。貴重種の取り扱いについては、どうするのか、検討ください。</p> <p>(4) 菌類 (キノコや変形菌など) の調査はありますか。この分類群にも、貴重種のこと含まれます。</p> <p>(5) 工事中の環境への影響調査は、動物・植物・川の底生生物などの調査を続けるべきだと思います。</p> <p>(6) 工事後の自然環境の変化について、年を追ってモニタリング調査の必要があります。そういうことをどうしますか。</p> <p>(追記)</p> <p>風力発電事業に関する意見の概要</p> <p>風力発電の風車の設置は、一基の設置面積が広く、また、その設置場所 (尾根部) への道路が幅広く作られます。それだけ森林がなくなり、水の保持が減少して乾燥化が進みます。雨量の多い降雨時には流下水量が一気に増え、土石をも含めて流下し、災害にもつながりかねません。そして、この森に棲んでいる各種の生物の生息場所がなくなり、乾燥に弱い植物もなくなります。こういうことから風車の設置は、改めて検討しなければならぬと思います。</p>	<p>方法書に記載している手法を基に今後、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p> <p>調査した結果については、今後、専門家の方のご意見を頂きながら予測、評価を実施いたします。</p> <p>現地調査を実施した際に確認された種については、分類を確認いたします。重要種については、専門家のご意見を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。</p> <p>植物の調査の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、平成 28 年 1 月改訂) に記載されている一般的な手法としており、シダ植物以上の高等植物を調査の対象として扱っております。菌類の調査については検討いたします。</p> <p>工事中及び工事後の継続した調査については、今後の準備書においての専門家の方や審査におけるご意見を踏まえ、必要性の有無も含めて検討いたします。</p> <p>改変による影響については、慎重に調査、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避した計画に努めます。また、可能な限り影響が低減されるよう、適切な環境保全措置についても検討してまいります。</p> <p>また、本事業による土地の改変面積は必要最小限とし、森林伐採をできる限り避け、森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないような工事計画を検討いたします。</p>

表 2-1 (34) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
47	<p>今回の印南、日高川町境界への影響はメリットよりもデメリットの方がとても多いと思われますので反対です。発電効率、騒音、故障、事故の可能性、周辺地域の自然破壊による動物や農業への影響ははかりしれません。特にこの地域の水源への汚染は広範囲かと思われます。元に戻ることはない山や自然を壊してまで作るものでしょうか。この地域に住んでいる方々の心身の健康を壊してまで作るものなのでしょうか。青森県六ヶ所村の風力発電用の風車が根元から倒壊していたニュースもありました。故障・事故がおきた時に大事故になりかねない大きさの物はリスクでしかないと思います。</p>	<p>風力発電機から発生する騒音については、対象事業実施区域の周囲の住居付近に調査地点を設定し、現地調査及び予測及び評価を実施いたします。風車騒音の評価に当たっては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)に基づいて行います。</p> <p>風力発電設備については、故障・事故が起きないように、設計・施工・管理を行います。万が一、故障や事故が発生した場合には、迅速に原因を調査し、関係機関とも協議し、必要な対応を講じてまいります。</p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。本事業の造成等の施工により、降雨時に一時的な水の濁りの影響の可能性があるため対象事業実施区域及びその周囲の河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>本事業により、地元住民の皆様健康被害が及ぶことはないと考えておりますが、地元住民の皆様の生活環境についても、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>今年 3 月 17 日に青森県の六ヶ所村風力発電所において発生した風力発電機の倒壊事故に関しては、現在、その原因を調査中ということですが、電気事業法に基づく適切な検査により防止できた可能性が指摘されていると承知しております。本事業においては風力発電施設の設計・施工・管理を適切に実施し、風力発電機の倒壊等の事故等が発生することのないよう十分留意してまいります。</p>

表 2-1 (35) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>田舎に住んで、子育てして、がんばっている人達を苦しめないでください。 犠牲にしないでください。 和歌山の田舎から、人がいなくなってしまうよ。 未来のこと、子どもたちのことを考えてください。</p>	<p>本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。</p> <p>引き続き地元の方と対話を重ね、より良い事業となるよう努めます。</p>

表 2-1 (36) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>低周波被害が出た場合、補償するのですか？ 平坦特性を計測しない国の基準では、低周波による被害者が出て、認定・補償されないのではないですか？</p>	<p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>準備書には超低周波音の現地調査の平坦特性の結果も記載する予定です。また、風力発電機稼働後、超低周波音・騒音等に対する苦情等が発生した場合については、本事業に起因する場合は誠実に対応いたします。</p>

表 2-1 (37) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>自然破壊してまで電力をつくるべきではないと思います。 緑がなくなると CO2 がふえ、温暖化が加速します。本末転倒です。 又、豪雨災害で地盤がゆるくなり、土砂災害がおきると 思います。 人が死んだらどうされるのですか？</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては災害等が発生しないように十分注意して工事を実施し、適切な運転管理を行い、できる限り地元住民の皆様へご負担をかけないように努めます。万が一、本事業に起因する災害等が発生した場合には、誠実に対応させていただきます。</p>

表 2-1 (38) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>☆森林等の自然破壊 ☆土砂崩れ等の危険性 ☆風力発電事業を興す事によって、日本には諸外国と違って規制が無い為人体への影響があるのでは？</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>国内では、風力発電機から発生する騒音について「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）に示された指針があり、本事業における風力発電機の騒音の評価もこの指針に基づいて行います。</p>

表 2-1 (39) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>未来の子供たちに健全な環境を守るために反対します。</p>	<p>本事業による地元住民の皆様の生活環境及自然環境への影響については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (40) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
53	<p>風車の建設のために、大災害が発生する要因が起るといことは、必ず起ります。とても恐ろしいことです。特に動植物への悪影響は耐えられません。</p>	<p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>また、本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(41) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
54	結局自然破壊になること、健康被害も大きいことは止めてください。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。 また、本事業により、地元住民の皆様健康被害が及ぶことはないと考えておりますが、地元住民の皆様生活環境についても、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1(42) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
55	山林の自然破壊	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1(43) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
56	陸上風力の効果は、疑問視されています。和歌山の山々を破壊して、その風車が立ち並ぶ。南方熊楠が、それを見たら、どう思うでしょうか。	本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電する計画としておりますが、発電時に二酸化炭素を排出しないことにより地球温暖化対策に貢献できるものと考えております。 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1(44) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
57	和歌山県は、南海トラフの危険性が高いと言われております。どうして、その地域に、巨大な風車を計画するのでしょうか？	風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。

表 2-1 (45) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<p>利権のために、後先考えない今だけの自分だけの考えは止めて欲しいです。</p> <p>風力発電でなければいけない理由はあるのでしょうか？電磁波が、およぼす、動物や、人間に対する影響を考えて下さい。</p> <p>森を削って大気のバランスがくずれる事を考えなおして下さい。</p> <p>人間はしよせん、きれいな地球環境の中でしか生きられないのです。</p>	<p>本事業は、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。</p> <p>電磁波につきましては、経済産業省の「電気設備に関する技術基準」により、電力設備から発生する電磁波に制限値があり、送電線などの電力設備の付近において200マイクロテスラ以下となるようにしなければならないことが定められています。本事業の送電線についてもこの基準を守ってまいります。送配電網協議会が2012～2022年に調べた全国1,372地点の送電線周辺の調査結果は、地上1mの高さで最大でも7マイクロテスラであり、規制値を大きく下回っていたことが報告されています。また、家電製品から発生する電磁波について、電子レンジは1.6マイクロテスラ以下、ドライヤーは3.7マイクロテスラ以下、電気カーペットは19マイクロテスラ以下となっております。</p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に調査、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>地元住民の皆様の生活環境についても、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (46) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>大切な自然を破壊しないで下さい。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(47) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
60	紀伊半島は、豊かな自然が残る貴重な地域です。そこにしか存在しない生き物、植物があります。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。動物及び植物の重要な種や生息地・生育地が確認された場合には、それらへの影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1(48) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
61	1) 自然を大事にしてほしい。 2) 南海トラフがいつくるかわからないのに、リスクを負うことはしてほしくない。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。 風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。

表 2-1 (49) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
62	<p>◎185m に達する風車を立てる場合、基礎の杭は岩盤にまで達するかと思います。その岩盤が脆い状態であるということは台風や地震などで倒れる可能性があります。その時にどれだけの被害が出るか想像を絶します。</p> <p>◎羽を運ぶ道路は山や峰、谷を切り開いて直線的な道路を作るので、土砂崩れや樹木の破壊を通して、そこに住む人や動物の生活を奪うことは必至です。</p> <p>◎事故が起きなくても直径 158m の羽が回転する低周波低周波の害というものは世界で低周波被害が報告されている中でも、かつて経験されたことのない非常にひどい低周波の害が出ることも当然です。この低周波だけでも人や動物は住めなくなります。</p> <p>◎これだけの被害を出すのが小学生にでもわかるような問題であるのに、あえて押し進めるというのは狂気に近いと思います。</p> <p>◎必ず公害訴訟で訴えられて莫大な損害賠償を求められ、また貴社の汚名につながり東急不動産株式会社自体の存続に影響するものになると思われまます。</p> <p>◎同じお金を使って電力を開発されるなら社会全体から喜ばれるものにされたらどうでしょうか。</p>	<p>風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で、安全性を十分確保した設計・施工を行いますので、地震による風力発電機の倒壊等はないものと考えております。</p> <p>風力発電機のブレード等の大型部品を輸送するための道路の新設及び拡幅工事に当たっては、設計の段階で安定性を考慮した法面勾配にする等、安全に十分配慮したものといたします。工事に伴う土地の改変や樹木の伐採は必要最小限とし、生活環境や自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>地元住民の皆様の生活環境についても、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (50) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>自然破壊をやめてほしいです。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(51) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
64	山を削ると、自然災害につながると思います。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限といたします。事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。

表 2-1(52) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
65	方法書を見ましたが、風車について、メーカーのデータ（低周波のこと等）が載っていないようです。きちんと公開することが必要なのではないのでしょうか？また、方法書のネットでの閲覧は、とても見にくかったです。とても「公開」とは言えないと思います。	現時点では、風力発電機メーカーより公開可能な超低周波音のデータを入手出来ておりませんが、準備書において風力発電機の超低周波音のパワーレベル等の情報を記載いたします。 弊社のウェブサイトによる方法書の電子縦覧につきましては、縦覧期間中 24 時間閲覧可能とし、見やすいものとなるよう設定しておりましたが、準備書以降の手続きにおいても引き続き、見やすい電子縦覧とするように配慮してまいります。

表 2-1(53) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
66	和歌山県は、世界の人が訪れたい場所の No.1 だったと思います。 日本国内にも、和歌山県のファンが多いです。 自然を壊したら、和歌山県の魅力がなくなります。 和歌山県が、日本国内からだけでなく、世界中から注目されていることを忘れないでください。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1(54) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
67	地域住人の生活保全や環境保全ができるのか 土砂災害の誘発の可能性が心配	地元住民の皆様の生活環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。 事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。

表 2-1 (55) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
68	自然破壊するのは、やめてください。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1 (56) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
69	南方熊楠など、和歌山は、昔から、自然を大切にしてきた土地ではないですか？ 先人たちが守ってきたものを無くしてしまっているのですか？	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1 (57) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
70	地球温暖化の中、近年台風や大雨による災害が多発しています。又近年恐ろしい南海トラフ大地震が起きると予測されています。 こんな中美しく豊かな自然を破壊し、この巨大開発は、実に恐ろしい計画です。 又風力発電による低周波音は人体や動物にさまざまな悪影響を与えます 自然の営みがきめ細やかなこの印南、日高町の境界にこのような巨大な風力発電が林立する事は考えられない！！恐ろしい計画です この計画に断固反対です！！ 全面撤回を強く強く求めます！！	事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保いたします。また、風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。 風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。 本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境について適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1 (58) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
71	和歌山は、昔から、多くの人にとって、癒しの地だったと思います。 和歌山の自然を守って下さい。	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1 (59) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
72	人間の勝手な都合で建てるにはあまりにも、動植物に影響があると思う。 失くした自然は、元には戻らない もう一度見直すべきだ！！	本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に調査、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。

表 2-1 (60) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
73	低周波、南海トラフ、土砂崩れ。 そこに住む人たちを不安にまで、建設する必要がありますか？ 計画地域は、和歌山の山地災害の危険箇所になっている場所が多いと思うのですが。	<p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>風力発電機の建設に当たっては、国の耐震基準等を満足するように設計・施工を行いますので、地震による風力発電機の倒壊等はないものと考えております。</p> <p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>和歌山県 HP によると崩壊土砂流出危険地区が風力発電機の設置予定付近の尾根にあり、山腹崩壊危険地区が拡幅の必要となる可能性のある既存道路付近にあります。今後、事業を進めるに当たっては、関係機関とも協議の上、防災対策を十分考慮した事業計画を検討してまいります。</p>

表 2-1(61-1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
74	<p>事業計画地内は、現在米軍の戦闘機飛行訓練のオレンジルート真下の真下にある。常に超低空飛行をマッハ 1 の速度で行っていて、もし接触事故などが起これば、近隣の民家などに墜落も容易に予測され、山火事も含めて、深刻な事態も起こりかねない。</p> <p>きちんと、防衛省や在日米軍のルート変更の公式文書を住民に公表すること。</p> <p>それが出来ないならば、計画そのものを撤回してください。</p>	<p>風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響について、防衛省に確認したところ、本事業の計画の変更を求めるような影響ありとの判断に至らなかったとの見解をいただいております。</p> <p>また、防衛省より受領しました文章については、弊社以外への情報提供を禁じる但し書きがあり、回答文章のご提供ができません。</p> <p>風力発電機の設置に当たっては航空法を遵守し、航空機の飛行の支障にならないように航空障害灯の設置等も行います。</p>
75	<p>方法書には、景観について、眺望点および景観資源は、いずれも事業実施区域に含まれないため直接的な改変は生じないことから、重大な影響はないと予測する、とあるが、根本的に間違っている。つまり、景観とは、眺望点から見た展望であり眺望点を他から見たものではないという事である。その点で、観光資源としての素晴らしい景観を失うという、重大な損失であることは疑いの余地はない。</p> <p>また、観光資源とは別に、町内各地からの景観、そこに住む住民の原風景を奪ってしまうという、重大な問題に一言も触れていない。景観というのは、あくまで主観の問題であって、他者が影響はないというのは、この問題を軽視しているとしか思えない。もし全住民の合意が欲しいのならば、どの場所からでも判断できるような風車が建った場合の映像シュミレーションを作るべきでそれに一人でも反対しないというのならば、景観については問題なしとその時点でいってもよい。</p> <p>逆に一人でも問題ありというならば、風車の位置が景観の観点から、重大な影響があるということだ。</p>	<p>景観について、ご指摘の箇所は方法書の中で配慮書における予測・評価を記載した部分ですが、眺望点及び景観資源の存在する位置に関し予測・評価をしたものです。例えば眺望点となる展望台そのものを撤去する、または景観資源自体を改変する等の直接的な影響があるかどうかを予測・評価したものととなります。本事業では眺望点及び景観資源のいずれも工事による直接的な改変をしないことから、この点では影響はないとしております。</p> <p>一方で、眺望点からみた景観については、ご意見いただきましたとおり現時点で影響が生じる可能性があります。今後の手続きにおいては、観光資源を見るための主要な眺望点の他に、地元住民の皆様の生活環境の場からの眺望においても同様に、現地調査を行い、フォトモンタージュを用いた予測により景観への影響を評価し、影響が生じる可能性がある場合には可能な限り回避・低減いたします。</p>
76	<p>工事関係車両や搬入車両について</p> <p>方法書で想定されている道路は、一車線道路で、大型車両が通行する際には、軽自動車ですれ違い出来ない、4m 規格の道路である。まず、地元住民の通行の大きな妨げになる。そして、道路周辺には、多くの民家があり、工事車両や搬入車両通行時には騒音や振動が耐え難いものとなり、環境基準を大きく上回ることが予想される。また、幼児も居住していて交通事故の危険性が飛躍的に高まる。</p> <p>そういった意味で、現在印南町、日高川町で稼働している他社の設備とは交通条件が根本的に違っている。</p> <p>住民にとっては、死活問題である。</p> <p>住民の生活を真剣に考えているのか、どう回避、対応をするのかしっかりと回答を求めます。</p>	<p>現在、工事計画を検討しておりますが、工事工程の調整等により工事関係車両の走行台数を平準化し、建設工事のピーク時の走行台数の低減に努めます。また、工事関係車両の適正な走行、歩行者がいる場所は誘導員の配置を含め検討し、細心の注意を払って走行すること等、安全対策を徹底いたします。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲には騒音の環境基準の指定はありませんが、工事関係車両による道路沿道の騒音及び振動については、現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り回避または低減いたします。</p>

表 2-1 (61-2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
77	<p>事業計画地内には、大滝川地区の水源の取水地があり、この計画により、水の日常的な濁りが懸念される。</p> <p>工事中には現場に貯水池を設置するというが、あふれ出た雨水も当然濁流となって、大滝川に流出する。また、その貯水池が決壊して下流に土石流となる恐れもある。</p> <p>もともと事業計画地は、御坊十津川断層と下田原断層にはさまれた場所にあり、そこには無数の断層が存在する。日常でも崩れやすい地層で、その場所に大規模の造成をしたならば、南海トラフの大地震や、記録的大雨などの影響で大規模な山地崩壊を招く事が懸念される。土石流が、切目川や日高川本流に流れ込み、橋などに流された樹木や岩石が引っ掛かり、自然ダムを形成する。そうになると、過去にも経験した大災害になってしまう。この事業計画は、そうした災害をより大きくする要因で、決して看過することはできない。</p> <p>この事業計画には断固反対する。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の水道水源地については、それらの取水地を把握したうえで、本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源地への影響を回避・低減いたします。</p> <p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで、降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが、沈砂池の設置等の環境保全措置を行う計画としており、また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、河川への水の濁りの影響を可能な限り、回避または低減いたします。また、工事ヤードには沈砂池を設置いたしますが、沈砂池は、造成地に降った雨水を集め、水の濁りを低減した後、排水し、周辺の林地等に浸透させる設備であるため決壊することはありません。</p> <p>本事業による土地の改変及び樹木の伐採は必要最小限とし、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより、土砂の流出を可能な限り低減いたします。</p> <p>本事業の風力発電機の建設予定地は、既存資料による断層上には重なっておりませんが、風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認したうえで工事を実施いたします。</p> <p>また、事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>

表 2-1 (61-3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
78	<p>この事業計画予定地は、日本でも有数な豊かな自然が残されている地域です。</p> <p>隣接する地域には鳥獣保護区も設定されており、絶滅危惧種も数多く生息しています。</p> <p>例えば、猛禽類でいえば、クマタカがその代表であり、繁殖地としても利用しています。クマタカなど猛禽類はそのテリトリーが大きく、どこにでも生息、繁殖が可能という訳にはいかないのです。それゆえに全国で豊かな自然が減少するなかで、その個体数が減少し絶滅が危惧されているのです。</p> <p>この計画が実施されれば、巣作り、子育てを放棄してしまう可能性が懸念されます。</p> <p>また、事業地内支流には、オオダイガハラサンショウウオも生息しています。特に工事中などに、河川の日常的な濁りなどで、繁殖不可能に陥る危険性が懸念されます。</p> <p>カモシカは、ニホンジカと生息域が重なる場合が多く、より標高の高い場所の個体が、建設による伐採や造成により、その棲み処を奪われニホンジカと競合する事になります。生きた化石といわれるカモシカはニホンジカとの競合に敗れ、その個体数を減少させていく可能性があります。</p> <p>これらはほんの一例ですが、豊かな自然林を消滅させることや、土地の改変は、生物界にとって大きな脅威なのです。</p> <p>一度失った自然を回復させるのは、想像以上に長い年月がかかります。もしかすると、もう元には戻せないかもしれません。</p> <p>この事業計画は、それだけ大きな自然破壊を伴うという事です。</p> <p>このような観点から、この事業には反対です。</p>	<p>対象事業実施区域は、周囲の川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区に囲まれており、重要な種も生息生育する区域と考えております。本事業による土地の改変及び樹木の伐採は必要最小限とし、現地調査により、クマタカ、カモシカを含め、生息する動物の把握に努め、重要な種については、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避した事業計画とするよう努めます。また、可能な限り影響が低減されるよう、適切な環境保全措置についても検討をしております。</p> <p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが沈砂池の設置により水の濁りを低減し、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより土砂の流出を可能な限り低減いたします。また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、オオダイガハラサンショウウオを含む河川に生息する動物への影響を可能な限り、回避または低減いたします。</p> <p>自然林につきましても本事業による土地の改変や樹木の伐採は必要最小限とし、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1(61-4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
79	<p>低周波音による健康被害について</p> <p>風車からの距離が 2km 以内に 200 軒以上の民家があり、貴社は 1km 以上の距離があれば被害はないと説明しているが、風車の機種も決まっていない状態で、なぜそのようなことが言えるのか。風車メーカーの低周波の試験値を持っているにも関わらず、住民にその事実を知らせない、隠しているのは非常に不誠実である。それでは、住民にきちんとした説明をしたことにならず、義務を全うしたことにはならない。再三貴社には、その事は申しあげている。方法書段階で、きちんと機種を決定し、きちんとした低周波音の影響を予測してください。その際には、全風車に対して、気温、風速、気圧を項目ごとに予測し、なおかつ地形による屈折減衰も予測し、各風車との共振などの影響もきちんと予測すること。そして最低でも 3km 内のすべての民家での影響をきちんと予測すること。</p> <p>影響予測では、G 特性ではなく、3 分の 1 オクターブバンドを用いて平坦特性で予測を立てること。</p> <p>全国の 2000kW～3000kW 級の風車で、2～3km の範囲でも低周波による健康被害が数多く報告されている状況で、今回の計画では、必ず健康被害が出る。</p> <p>民家からの距離を 3km 以上離し、風車の出力を 2000kW 以下にしてください。</p> <p>また、人間への影響だけでなく、この地域に生息しているすべての生物への影響も想像してみてください。風車の真下にも生物はいるのです。</p>	<p>現時点の事業計画では風力発電機の設置予定位置は住居等から可能な限り離隔をとり、約 1km の距離を確保することとしておりますが、周辺環境へ騒音の影響などが生じる可能性はあると考えております。このため、今後、騒音の現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>現時点では、風力発電機メーカーより公開可能な超低周波音のデータを入手出来ておりませんが、準備書においては風力発電機の超低周波音のパワーレベル等の情報を記載いたします。</p> <p>準備書段階において事業計画を基に騒音及び超低周波音の影響の予測及び評価を実施いたします。風力発電機の騒音の予測に当たっては ISO9613 の計算式に基づき、気温、気圧等の気象条件による空気吸収の減衰や地形の回折による減衰を考慮して計算いたします。一方、超低周波音については空気吸収や地形の回折による減衰が小さいため計算に入れておりませんが、予測としては安全側の結果となります。また騒音及び超低周波音それぞれについて本事業のすべての風力発電機が同時に稼働するものとして重合の予測計算を行います。風力発電機の稼働に伴う騒音や超低周波音の予測結果は、風力発電機から 3km 内を含む方法書の騒音等の調査地点図の範囲について寄与値の分布を面的にお示しいたします。</p> <p>超低周波音には、環境基準のような国の基準はありませんが、ISO-7196（超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル）における、人が超低周波音を感じる最小音圧レベルとの比較により評価を行います。この評価は超低周波音のなかで最も感じやすい 20Hz 付近の周波数に重みづけを行った G 特性で行うものですが、この他に「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）に記載されている「建具のがたつきが始まるレベル」や文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班『昭和 55 年度報告書 1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較によって周波数で重みづけをしない音圧レベルの予測結果の評価もいたします。</p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に調査、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (61-5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<p>80</p>	<p>配慮書の段階で、県が風車の搬入ルートを確認しなさいと意見を出しているにもかかわらず、方法書において、いまだに搬入ルートを決定していない。計画の根幹にかかわるもので、それを決定していない段階で、住民にどう理解しろというのか。</p> <p>風車建設のための大規模な林道についても、県で計画検討している広域林道日高中央線と重なっているが、本来林道は、林業を効率よく施業するためのもので、幅員は4mで十分である。</p> <p>しかし、それをタワーの根本直径5.8mの風車の搬入ルートとして使用するならば、幅員は6mを超えていくものと予想され無理な切土、盛土により土砂災害の危険性が確実に高まるのが容易に予測される。</p> <p>工事中、稼働中の30年近い年月で、南海トラフの大地震や記録的大雨は、まず間違いなく起こるだろう。その際に、この土地の改変によって、災害を大きくしていく事は、住民の命や財産を奪っていく事となる。</p> <p>これ以上、大規模な陸上風力発電開発はやめていただきたい。</p>	<p>現時点で風力発電機の輸送については検討中であるため、方法書では可能性のある2つの輸送ルート案を記載しております。</p> <p>風力発電機の搬入に伴い、道路の新設や拡幅が必要となる箇所がありますが、これらの工事用道路については一般的な林道と同等の規格の幅4m程度の計画といたします。また、関係機関との協議等を行い、安全に配慮した工事計画を検討いたします。また、工事中及び風力発電機の搬入時には、地元へも周知し、地元車両の通行に支障が生じないように可能な限り配慮いたします。</p> <p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>
-----------	--	--

表 2-1 (61-6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
81	<p>なぜ私がこの建設計画に反対しているのか、その理由を書きます。</p> <p>私達家族（私、妻、娘、その娘 2 歳）は、東日本大震災で被災しこの場所に移住してきました。</p> <p>今は、自分で自宅と炭窯を建築し、毎日幸せに暮らしています。生活水は、自宅と隣接した本川の傍に井戸を掘り、ポンプでくみ上げて使っています。まず、その大切な水が濁ってしまうという事が大きな懸念です。今回の建設計画から判断すると、まず間違いなく生活用水として使い物にならなくなるでしょう。</p> <p>また、風車からの距離は、1km ちょつとです。低周波の悪影響は避けられないでしょう。最新の知見で判断すると、貴社の説明する 1km 離れば大丈夫だという話は、まったく信用できません。ましてや 2 歳の孫への影響が心配だというのは、常識的に考えるならば当たり前だと思えます。会社の利益を考える前に、人として考えてください。</p> <p>そして、自宅前の川に土石流が発生した場合、どうになってしまうのか。</p> <p>工事中や、その後も交通量がけた違いに多くなりえます。</p> <p>せっかく静かな場所に自宅を建てたのに、まったく意味がなくなってしまう。孫の交通事故も非常に心配です。</p> <p>もし、この風車建設が実際のものとなった場合、私達はこの地から去る考えです。そこまで考えているのです。</p> <p>私が反対署名を頂いた方々から、様々な切実な訴え心配を聞いてきました。本当にみなさんがこの建設計画を拒否しているのです。</p> <p>風力発電がすべてよくないと言っているのではありません。この計画が地域に多大な悪影響を及ぼすものだから反対しているのです。</p> <p>今一度、企業として、この方向性が間違っていないのか、検討をしてください。そして、全世界が持続可能な方法を探っている状況、時代を見据えて正しい方向を考えてみてください。</p>	<p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで、降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが、沈砂池の設置等の環境保全措置を行う計画としており、また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、河川への水の濁りの影響を可能な限り、回避または低減いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p> <p>風力発電機の設置位置から住居までは 1km 以上の離隔を確保し騒音等の影響の低減を図ります。</p> <p>事業を進めるに当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要がありますが、林地開発許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>現在、工事計画を検討しておりますが、工事工程の調整等により工事関係車両の走行台数を平準化し、建設工事のピーク時の走行台数の低減に努めます。また、工事関係車両の適正な走行、歩行者がいる場所は誘導員の配置を含め検討し、細心の注意を払って走行すること等、安全対策を徹底いたします。</p> <p>今後も引き続き、住民の皆様へ丁寧にご説明し、ご意見を伺いながら、本事業にご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

表 2-1 (62-1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
82	<p>当事業で影響を受けるであろう当事者として計画には断固反対します。</p> <p>(1) 水源、河川の問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地域内に自分の利用している上水道の水源(取水地)がある。建設工事の際や、風車設置後も水の濁りや土砂の流出など、どのように対処するつもりなのか? ・もし上水道が使用不可能になった場合、どうするのか? ・せっかくの美味しい水を台無しにするつもりか ・建設予定地はほとんどが水源涵養保安林であり、その損失は水源に大きな悪影響を及ぼす 	<p>対象事業実施区域及びその周囲の水道水源地については、それらの取水地を把握したうえで、本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源地への影響を回避・低減いたします。なお、本事業の建設工事中や風力発電機の設置後、水の濁り等により上水道が使用できなくなった際は、本事業に起因する場合は誠実に対応させていただきます。</p> <p>また、本事業による土地の改変面積は必要最小限とし、森林伐採をできる限り避け、森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないような工事計画を検討いたします。</p>
83	<p>(2) 災害、土砂崩れなどについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地のほとんどが県で指定している山地災害危険地区に指定されている。こんな危険な場所に林道を作ったり、造成したら、大規模な山地崩壊や地すべりが必ず発生する。 ・断層は計画地にないと書いてあるが、それは大断層のことで、実際は中小断層が数多く存在する。だから県が山地災害危険地区にしている訳で、南海トラフによる大地震や、記録的大雨などで大災害、大規模山地崩壊の要因になる。その危険性をちゃんと評価調査すべきである。 	<p>風力発電機の建設に当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>山地災害危険地区は林野庁が定める「山地災害危険地区調査要領」に基づき、和歌山県が調査し指定したものとなります。この要領では「本調査は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に資することを目的とする」とされており、断層がある地区を調査するものとはされておりませんが、指定された地区は山地災害の可能性があることも踏まえ、風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>

表 2-1 (62-2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
84	<p>(3) 低周波について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は 1km 離れば、健康被害はないと言っているが、それは今までのもっと低い機種の話であって、風車が大きくなれば音圧レベルも当然大きくなる。その機種もきちんと決まっていない状態でなぜ健康被害は大丈夫だと言えるのか。 ・県知事の配慮書の意見でも、きちんとメーカーの数値を出しなさいと言っているにもかかわらず、まったく方法書に反映されていない。 ・実際の健康被害は、特に超低周波 (10Hz 以下) が要因であると最新の知見では解明されつつあるにもかかわらず、そこに方法書では触れていない。A 特性や G 特性など補正した数値ではなく、平坦特性で計測した数値をメーカーは持っている。科学的数値をちゃんと出さない限り、事業者の言っている根拠には信びよう性がまったくない。 ・現在のヨーロッパの基準はおおよそ 20km であるが、将来は環境省の基準も当然もっと厳しくなる。世界の最新の知見を参考にしないのは何故か？ 理解に苦しむ。 	<p>「風力発電施設から発生する騒音手法騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。このことを踏まえ、令和 2 年に経済産業省のアセス省令が改正され、超低周波音は環境影響評価の参考項目から削除されております。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定しており、今後は現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。なお、周波数が 20~100Hz の低周波音については人の耳に聞こえる可聴音であるため、これらも含めた通常の騒音として調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>現時点では、風力発電機メーカーより公開可能な超低周波音のデータを入手出来ておりませんが、準備書においては風力発電機の超低周波音のパワーレベル等の情報を記載いたします。</p> <p>超低周波音には、環境基準のような国の基準はありませんが、ISO-7196 (超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル) における、人が超低周波音を感じる最小音圧レベルとの比較により評価を行います。この評価は超低周波音のなかで最も感じやすい 20Hz 付近の周波数に重みづけを行った G 特性で行うものですが、この他に「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に記載されている「建具のがたつきが始まるレベル」や文部省科学研究費「環境科学」特別研究：超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班『昭和 55 年度報告書 1 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究』に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較によって周波数で重みづけをしない音圧レベルの予測結果の評価もいたします。</p> <p>また、ご指摘のヨーロッパの風力発電機の規制基準は陸上風力には適用されていません。ヨーロッパにおける洋上風力発電では、洋上風力の立地を促進する区域を定める際の発電所の離岸距離について、景観や海洋空間計画の観点から、数 km 以上離岸距離を取るという基準がありますが、騒音や超低周波音が理由とはされておりません。また、ヨーロッパの海岸では、数 km 以上離れている場合でも遠浅である点が日本とは異なるとされています。</p>

表 2-1 (62-3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
85	<p>(4) 搬入及び工事車両の交通について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮書の段階で、県が搬入ルートを明確にしないと意見したにもかかわらず方法書段階でも、まだ決まっていない。そんな状況で住民が判断できるはずがない。 ・ そして、風車の機種も同様に、県は配慮書意見で、明確にしないと、そしてメーカーの仕様書、数値を方法書に反映しないと行ったにもかかわらず、まだ選定ができていない。こんな状況で住民にどう判断しろというのか。 ・ 搬入予定の道路には、住宅があるが、騒音や振動についてどのような影響評価を予測するのか。 	<p>現時点で風力発電機の輸送については検討中であるため、方法書では可能性のある2つの輸送ルート案を記載しております。</p> <p>現在、風力発電機の機種についても検討中であるため、方法書では想定される2つの機種の風力発電機の高さ等の数値を記載しております。今後、風力発電機の機種の検討を行い、準備書において風力発電機の諸元データに基づいて、影響の予測及び評価を行います。</p> <p>工事関係車両の走行に伴う道路沿道の騒音及び振動については、現地調査で得られた騒音、振動、交通量等の結果及び工事計画に基づいた将来の工事関係車両の走行台数等から、距離減衰を考慮した予測式により、将来の道路沿道の騒音及び振動を予測いたします。</p>
86	<p>(5) 景観について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町が今後観光に力を入れようと思っても、風車がマイナスの要素になる ・ 真妻山からの素晴らしい眺望が台無しになる。事業者が影響がないというのは、どのような根拠か 	<p>景観について、ご指摘の、影響がないという箇所は、方法書の中で配慮書における予測・評価を記載した部分となりますが、眺望点及び景観資源の存在する位置に関し予測・評価をしたものです。例えば眺望点となる展望台そのものを撤去する、または景観資源自体を改変する等の直接的な影響があるかどうかを予測・評価したものととなります。本事業では眺望点及び景観資源のいずれも工事による直接的な改変をしないことから、この点では影響はないとしております。</p> <p>一方で、真妻山の眺望点からみた景観については、ご意見いただきましたとおり現時点で影響が生じる可能性があります。今後の手続きにおいては、現地調査を行い、フォトモンタージュを用いた予測により景観への影響を評価し、影響が生じる可能性がある場合には可能な限り回避・低減いたします。</p>
87	<p>(6) オレンジルートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風車建設予定地は、米軍ジェット機の飛行訓練ルートと重なっており、もし接触事故などが起きれば深刻な事態になる。住宅に激突するかもしれないし、山火事も心配される。説明会で質問したにも関わらず、方法書には一切の記述がない。住民の意見に耳を傾けていない。 	<p>風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響について、防衛省に確認したところ、本事業の計画の変更を求めるような影響ありとの判断に至らなかったとの見解をいただいております。</p> <p>風力発電機の設置に当たっては航空法を遵守し、航空機の飛行の支障にならないように航空障害灯の設置等も行います。</p>

表 2-1 (62-4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
88	<p>(7) 自然環境の破壊について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地には様々な動物が生息している、隣接地には鳥獣保護区も設定されている。動物は、種によっては行動範囲が大きいものもあり、例えば、哺乳類、鳥類はその行動範囲は鳥獣保護区と重複している種も多く生息している。 ・絶滅危惧種では、カモシカ、ツキノワグマ、ヤマネなどが生息している。 ・また、クマタカ、オオタカなどの絶滅危惧種も生息しており、繁殖にも大きな悪影響を及ぼす ・河川には絶滅危惧種オオダイガハラサンショウウオも確認されており、河川に恒常的に土砂が流出した場合、生息できなくなる可能性が非常に大きい ・印南町側は特に自然林が残されている貴重な森林で、この森林は将来にわたって残していかなければならない自然環境である ・以上の事柄を、どのように調査し、その影響評価をどうするのか、方法書には具体的に書かれていない 	<p>対象事業実施区域は、周囲の川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区に囲まれており、重要な種も生息する区域と考えております。現地調査により、カモシカ、ツキノワグマ、ヤマネ、クマタカ、オオタカを含め、生息する動物の把握に努め、重要な種については、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避した事業計画とするよう努めます。また、可能な限り影響が低減されるよう、適切な環境保全措置についても検討をまいります。</p> <p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが沈砂池の設置により水の濁りを低減し、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより土砂の流出を可能な限り低減いたします。また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、オオダイガハラサンショウウオを含む河川に生息する動物への影響を可能な限り、回避または低減いたします。</p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然林への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>方法書には、生活環境及び自然環境に関する環境影響評価項目について現段階で想定する調査、予測及び評価の手法について具体的に記載しております。今後、方法書に記載した手法に基づき、調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載いたします。</p>

表 2-1 (63) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
89	<p>紀州備長炭を生産している者です。</p> <p>この計画では、大規模な森林伐採を伴うが、本来風力発電は地球温暖化を防止するためのものである。ところが、二酸化炭素吸収源の森林を伐採して、二度と豊かな森林が戻らないというのは、本末転倒である。</p> <p>また、森林には水源涵養や、災害防止の機能もあり、動物の貴重な棲み処でもある。</p> <p>森林を破壊する風力発電建設には、絶対反対です。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。また、森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないよう、森林の開発面積は必要最小限となるように計画いたします。</p>

表 2-1 (64) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
90	<p>計画地のほとんどが県のしている山地災害危険地区に指定されている。こんな危険な場所に大規模な林道を作ったり、風車を建てるための造成を行ったら、必ず大規模な山地崩壊や地すべりが発生する。</p> <p>最近、記録的な大雨が各地で頻発しており、それに加えて近いうちに非常に高い確率で起こると言われている南海トラフ大地震が重なったら、どんな大災害が起こるのか。</p> <p>この事業計画には絶対反対です。</p>	<p>風力発電機の建設に当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保いたします。また、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>

表 2-1 (65) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
91	<p>先祖代々この地で炭焼きをしているので、山の事や地域の事は、よく知っている。</p> <p>この地域の山地は、崩れやすい地質になっており、今までも何回も土砂災害にあってきた。</p> <p>今回の開発のように、山の斜面を大規模に伐採し、造成すれば必ず大きな土砂災害が発生する。</p> <p>山は、木が生えていてこそ、水を貯えたり、水量を調節できるのであって、人工林でも炭焼き山でも山を丸裸には決してしない。</p> <p>大滝川地区は、この事業計画地から上水道を取水しているが、この水源への悪影響は計り知れない。大昔から、この地で暮らしてきた住民の生活、そして自然を奪う権利があるのか。</p> <p>この計画には、どんな対策を講じようとも、絶対に反対する。</p>	<p>風力発電機の建設に当たっては、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないよう、土地の改変や森林の開発面積は必要最小限となるように計画いたします。</p> <p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで、降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが、沈砂池の設置等の環境保全措置を行う計画としており、また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、河川への水の濁りの影響を可能な限り、回避または低減いたします。</p>

表 2-1 (66) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
92	<p>風車から約 2km の場所に暮らしています。娘は病弱で、低周波の健康被害がとても心配です。他の地域では、実際に被害に遭って、頭痛や耳鳴り、睡眠障害の方の話もよく聞きます。</p> <p>もっと距離を離すか、風車を小さくするか、してほしい。それよりもこの計画自体やめてほしい。</p>	<p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p>

表 2-1 (67) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>方法書を拝見すると、事業計画地内に、私たち大滝川区の第一水源が含まれているが、一体これはどういう事なのか。</p> <p>区長として絶対に見過ごす訳にはいかない。普段でも、上流で少し伐採したり、大雨が降ったりすると、水は濁ることがある。これは、シカの食害などで、森林内の下草が最近では少なくなっている事もひとつの要因として考えられる。</p> <p>ただ、こういった濁りは一時的であり、日常はミネラルを多く含んだ大変おいしい良質な水を区の皆さんは飲んでいる。</p> <p>しかし、水源の上に風車を建て、大規模な造成を行うとなると話はまるで違う。常に濁りが生じるとなると、もはや飲料水を含む上水道としては使い物にならない。</p> <p>また、この地区は過去に大水害を経験しており、この開発によって住民の命が危険に晒されようとしている。</p> <p>どんなに、対策を講じようとして、それらの懸念は解決するとは思えない。長年この地域に住む人間として非常に危機感を持たざるを得ない。</p> <p>低周波による健康被害も県内あちこちでよく耳にするが、それらに関しても高齢者が多い大滝川地区としては、非常に心配である。</p> <p>以上の理由から、私はこの計画に断固反対する。</p>	<p>現地をご案内いただき、大滝川第一水源地区が大滝川地区の上水道として重要な水源であることは十分認識しております。当日ご説明させていただきましても、本事業によって水の濁りが生じないよう十分配慮した工事計画といたします。地区の水道水源は地区の皆様のご生活に大きく影響するため、できる限りの対策を実施いたします。本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源への影響を回避いたします。</p> <p>風力発電機の建設に当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様への懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。</p>

表 2-1 (68) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
94	<p>先祖代々この地に住んで、炭焼きをしている者です。私達の区では、大滝川の上流から取水して、それを上水道として利用しているが、今回の計画では、その取水地が汚されてしまう事が明白であり、これは認められない。</p> <p>また、大雨などで過去にも何回も洪水などの災害を経験しているが、今回の計画では、その危険性が高まることも予想できる。</p> <p>最近よく聞く低周波の健康被害も懸念される。私達の生活を破壊しないでほしい。</p>	<p>大滝川地区の上水道の水源である大滝川第一水源については現地で確認をさせていただきました。この水源が大滝川地区の上水道として重要な水源であることは十分認識しております。水源地に対しては本事業によって水の濁りが生じないように十分配慮した工事計画といたします。地区の水道水源は地区の皆様の生活に大きく影響するため、できる限りの対策を実施いたします。本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源地への影響を回避いたします。</p> <p>風力発電機の建設に当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p> <p>風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは 20Hz 以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様も懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。なお、周波数が 20～100Hz の低周波音については人の耳に聞こえる可聴音であるため、これらも含めた通常の騒音として調査、予測及び評価を実施いたします。</p>

表 2-1 (69) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
95	<p>この地に移り住み、紀州備長炭の生産をしている者です。 元、日高川町備長炭保存会の会長をしていました。 その観点から意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在、生産者の高齢化が進み、製炭者が減る一方、各地からの新規参入者も増えています。その中で大きな課題の一つとしてウバメガシやアラカシなどの炭の原木の確保があります。</p> <p>特にウバメガシは山の尾根付近に集中して生えているのですが搬出しやすい山の下の方は、すでに大きな木はなく、どうしても尾根沿いの原木が中心となっています。</p> <p>今回の計画では、その貴重なウバメガシの生育地を伐採、造成する予定になっていますが、私達が進めている細い木を残して伐採する択伐のような将来的に持続可能な施業とはまったく異なるものです。今後、地域の産業を守っていくためには、この計画は大きな支障となります。</p> <p>そして、豊かな自然をもとめて参入してくるアイターンの方々にとって、この地に移り住む事自体をやめてしまう判断材料にもなりかねません。</p> <p>そういった観点から、この計画に反対します。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とします。地元の生産者と意見交換を行い、地元産業の保護並びに発展に寄与する方法について検討を行ってまいります。</p> <p>本事業の実施により、対象事業実施区域及びその周囲の自然環境への影響が考えられますが、今後、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (70) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
96	<p>風車に限りませんが、再エネと日本中に自然をこわしては設置していますが、これこそが環境破壊だと思えます。風車でどんな問題がどの様に解決しているのか？何より住民の方の意見やりかいは得たのか？税金の無駄使いではないのか？ぎもんだらけです。 反対です。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限といたします。本事業の実施により、対象事業実施区域及びその周囲の自然環境や生活環境への影響が考えられますが、今後、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>住民の皆様に対しては方法書の住民説明会を印南町、日高川町及びびみなべ町において4回開催し、ご意見を伺い、本事業についてご理解いただけるよう努めました。また、方法書に対する住民の皆様のご意見は、意見書として意見書箱への投函、郵送及び電子メールにより受付させていただきました。</p> <p>本事業は民間事業であり、皆様の税金を使うことはありませんが、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。</p> <p>今後も引き続き、住民の皆様へ丁寧にご説明し、ご意見を伺いながら、本事業にご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

表 2-1 (71) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
97	<p>釈迦に説法だと思いますが、風もエネルギーです。その風で生きている樹木や動植物も無数にいます。風力発電は勉強しない人にとっては環境にやさしく見えますが、それは人間にとってやさしいだけであり、森林や動植物に甚大な被害を与えます。それが最終的に人類や地球に被害を与えるので、今回の事業には断固反対します。そもそも、CO₂が地球温暖化の原因というのは欧州を中心とした政治的・経済的な主導権争いの為の道具であり、日本だけが真面目に取り組んで国益を毀損している現状があります。再生可能エネルギーもベースロード電源には不適であり、結局火力発電などのバックアップ電源を常に用意しておく必要があるため、ムダが多く発生します。結論として、「木の国、和歌山の自然を守る為には風力発電は全く不要と考えますので、計画の中止を強く要望致します。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、動物・植物・生態系については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、自然環境への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2013～2014年）によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しました。温暖化の主な原因は大気中の二酸化炭素濃度の上昇とされております。今後、二酸化炭素排出削減等の温暖化対策を進めていくことは世界の国々の課題となっております。本事業は発電時に二酸化炭素を発生しない、再生可能エネルギーである風力による電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としております。</p> <p>風力発電は風のエネルギーに左右されるため、発電は不安定となりますが、比較的容易に出力を変えることができる火力発電、水力発電、その他再生可能エネルギーなどの各電源を組み合わせ調整し、バランスをとることで活用できるものと考えております。</p> <p>風力発電は風のエネルギーに左右されるため、発電は不安定となりますが、火力発電など、出力が変更可能な電源であり調整力を持つ電源との組み合わせが必要です。一方で日本政府としては、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、調整力のある電源の脱炭素化を進めることで、できる限り電源構成に占める火力発電の比率を引き下げていくこととしています。</p>

表 2-1 (72) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
98	<ul style="list-style-type: none"> ・環境破壊 ・税金の無駄遣い <p>断固反対します</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然環境については、適切に現地調査を行い、予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p> <p>本事業は民間事業であり、皆様の税金を使うことはありませんが、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。</p>

表 2-1(73) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
99	<p>なぜ巨額の費用をかけてまで環境を破壊して行くのか疑問に思うしか有りません。 この日本の美しい景観が失われていくのは断固反対だし到底許せるものでは有りません。 税金の無駄使いに他なりません。 絶対に止めて下さい。お願いします。</p>	<p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限といたします。 景観につきましては対象事業実施区域周囲の主要な眺望点や地元住民の皆様が生活される地区を眺望点として選定し、調査、予測及び評価を実施いたします。風力発電機の設置位置は可能な限り住宅等から離隔を確保し、風力発電機の色も周辺環境になじみやすい環境融和色とすることで景観への影響を可能な限り低減いたします。 本事業は民間事業であり、皆様の税金を使うことはありませんが、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。</p>

表 2-1(74) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
100	<p>近隣の住民への安全性についての納得できる説明と承諾も必要に思う。 必要性を感じている人が多くいるのかも疑問。 環境破壊と税金の無駄使いはやめてほしい。 地球を大切に思う気持ちがないのですか。</p>	<p>本事業の実施により、地元住民の皆様のご健康上の安全性についての問題が生じることはないと考えておりますが、地元住民の皆様のご生活環境についても、適切に調査、予測及び評価を実施し、可能な限り影響を回避・低減いたします。 本事業は民間事業であり、皆様の税金を使うことはありませんが、当該地域の資源である良好な風況を活用し、再生可能エネルギーである風力により電気を発電し、その発生電力を売電するとともに地球温暖化対策の一助として地球環境保全に資することを目的としており、あわせて風力発電事業を通じて地域の活性化に貢献し、地域との共生を目指しております。 今後も引き続き、住民の皆様へ丁寧にご説明し、ご意見を伺いながら、本事業にご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

表 2-1(75-1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
101	<p>1. 水源、河川の問題について</p> <p>対象事業実施区域には、飲料水の水源がある。建設工事の間、また風車設置後の土砂の流出、水の濁りなど水源汚染を心配する。</p> <p>ほとんどが水源涵養保安林であり、建設工事と風車の設置により森林の保水力が低下する。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の水道水源地については、それらの取水地を把握したうえで、本事業による水の濁りの影響について、河川の水質調査を行い、予測及び評価を実施し、水道水源地への影響を回避・低減いたします。</p> <p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが沈砂池の設置により水の濁りを低減し、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより土砂の流出を可能な限り低減いたします。</p> <p>本事業による土地の改変面積は必要最小限とし、森林伐採をできる限り避け、森林の水源の涵養機能に大きな影響を及ぼさないような工事計画を検討いたします。</p>
102	<p>2. 土砂崩れなど災害について</p> <p>対象事業実施区域は、和歌山県が指定した山地災害危険地区がほとんどである。工事中の道路の開設、用地造成などによる山地崩壊や地滑りの発生を恐れる。</p> <p>対象事業実施区域には断層はないとしているが、多数の中小断層が存在する。必ず発生するとされている南海トラフ巨大地震や、毎年発生している記録的大雨による大災害、大規模山地崩壊の要因となる。災害発生の危険性を心配する。</p>	<p>風力発電機の建設に当たっては、和歌山県の林地開発許可等の審査を受ける必要があります。林地開発の許可基準の中には、災害防止、水害防止の観点からの審査も含まれており、これらの審査に適合した工事計画とすることにより、土砂災害等に対する安全性を十分確保いたします。</p> <p>また、関係する所管部署にて工事内容、建築物の構造、安全対策・環境保全対策等の審査を受け、また、建設予定地の事前のボーリング調査等を実施し地盤の状況を確認した上で安全性を十分確保した工事を実施いたします。</p>
103	<p>3. 自然環境への影響が大きい</p> <p>対象事業実施区域に隣接する東方向には野々川国有林と川又国有林があり、広大な森林が保全されている。川又国有林は川又鳥獣保護区に指定されている。</p> <p>また、西方向には大滝川鳥獣保護区が指定されている。</p> <p>対象事業実施区域には多種多様な動物が生息している。種によっては行動範囲が広く、生息域が鳥獣保護区と重複しているものが多いと考えられる。</p> <p>対象事業実施区域には絶滅危惧種のカモシカ、ツキノワグマ、ヤマネなどが生息し、希少猛禽類ではクマタカ、オオタカなども生息している。繁殖にも大きな影響を与えることとなる。</p> <p>河川には県指定文化財（天然記念物）オオダイガハラサンショウウオの生息が確認されている。土砂流出による水質汚濁で生息できなくなるのではないかと、希少な動物の生態系に重大な影響を与えかねない。</p> <p>対象事業実施区域の印南町側には、自然林が残されており、貴重な森林を形成している。自然環境を残すべきと考える。</p>	<p>対象事業実施区域は、周囲の国有林や川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区に囲まれており、重要な動物の種も生息する区域と考えております。現地調査により、カモシカ、ツキノワグマ、ヤマネ、クマタカ、オオタカを含め、生息する動物の把握に努め、重要な種については、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避した事業計画とするよう努めます。また、可能な限り影響が低減されるよう、適切な環境保全措置についても検討をまいります。</p> <p>本事業による造成工事の際に一時的に裸地が発生することで降雨時に河川への水の濁りの影響の可能性が考えられますが沈砂池の設置により水の濁りを低減し、フトン籠やしがら柵等の環境保全措置を講じることにより土砂の流出を可能な限り低減いたします。また、対象事業実施区域周囲の河川に調査地点を設定し現地調査を行い、予測及び評価を実施することにより、オオダイガハラサンショウウオを含む河川に生息する動物への影響を可能な限り、回避または低減いたします。</p> <p>本事業による土地の改変や樹木の伐採については必要最小限とし、自然林への影響を可能な限り、回避・低減いたします。</p>

表 2-1 (75-2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
104	<p>4. 搬入道路などが明確でないことについて 配慮書への県の意見で、搬入ルートを確認にせよと指摘していたが、未だ明確にしていない。 また、風車の機種も明確にせよとの県の意見であったが、未だ選定していない。これでは判断できない。</p>	<p>現時点で風力発電機の輸送については検討中であるため、方法書では可能性のある2つの輸送ルート案を記載しております。また、風力発電機の機種についても検討中であるため、方法書では想定される2つの機種の風力発電機の高さ等の数値を記載しております。 今後、風力発電機の輸送ルートや機種の検討を進め、準備書において風力発電機の輸送計画や諸元データに基づいて、影響の予測及び評価を行い、その結果をお示しいたします。</p>
105	<p>5. 低周波音による健康被害について 風力発電の最大の問題は、低周波音による健康被害と考える。 事業者は国の規制、基準がないため、住家から1km以上離すから問題ないと説明している。しかし、その根拠がない。2000kWの風車から1400m離れていても健康被害が出ている。事業者は補償しないし、健康被害者は泣き寝入りとなっている。風車が発生させる低周波音は音圧が可聴音より強く、振動をとめない、数km先まで影響を与える。 和歌山県下でも、低周波音による心血管系、血圧、心拍などの変化やけいれん、めまい、不眠、倦怠感、頭痛などの健康被害が告発されている。 このことは世界各地で報告されていて、ヨーロッパでは動物実験など医学的研究、科学的解明が進み、細胞組織に悪影響が出ることが分かってきている。そのためヨーロッパでは、風車は住家よりデンマークでは15km以上、ドイツでは20km以上、イギリスでは20km～60km以上離してとの設置規制をしている。 また、実際の健康被害は、10Hz以下の超低周波音が要因であると最新の知見で解明されつつある。 事業者は、既設の風車で健康被害が告発されているにもかかわらず、さらに音圧が強くなる巨大風車を設置しようとするのは、健康被害を無視しようとしているのではないか。</p>	<p>現時点の事業計画では風力発電機の設置予定位置は住居等から可能な限り離隔をとり、約1kmの距離を確保することとしておりますが、周辺環境へ騒音の影響などが生じる可能性はあると考えております。このため、今後、騒音の現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施し、影響を可能な限り、回避・低減いたします。 一方、風力発電機の超低周波音等については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)によると、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは20Hz以下の超低周波音については人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても特に低い周波数成分の卓越は見られなかったということです。また、超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定し、今後、現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。 ご指摘のヨーロッパの風力発電機の規制基準は陸上風力には適用されていません。ヨーロッパにおける洋上風力発電では、洋上風力の立地を促進する区域を定める際の発電所の離岸距離について、景観や海洋空間計画の観点から、数km以上離岸距離を取るといった基準がありますが、騒音や超低周波音が理由とはされておられません。また、ヨーロッパの海岸では、数km以上離れている場合でも遠浅である点が日本とは異なるとされています。 本事業の実施により、地元住民の皆様の健康上の問題が生じることはないと考えておりますが、万が一本事業に起因する問題等が発生した場合にはし、誠実に対応させていただきます。</p>

表 2-1 (75-3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
106	<p>6. オレンジルートについて</p> <p>対象事業実施区域は、米軍機の低空飛行ルートとなっている「オレンジルート」と交差している。1990年代に明らかになった米軍の低空飛行ルートは、青森から沖縄まで25都県にわたっている。ルート下の住民が騒音、航空法違反の超低空飛行の危険を訴え、地方自治体、地方議会から中止を求めてきた。外務省を通じて米軍へ申し入れているが、日米地位協定の米軍優位から低空飛行を中止していない。</p> <p>オレンジルートは、2012年、在日米海兵隊へ配備された垂直離着陸機MV22オスプレイの訓練飛行ルートとされた。訓練計画では500フィート、約150mとともに200フィート、約60mという超低空訓練が含まれている。</p> <p>地上高180mを超える巨大風車に米軍機が接触するだけで大惨事が予想できる。日米同盟を優先する日本政府の姿勢からオレンジルートの廃止は見込めない。対象事業実施区域とする適地とは言えないのではないか。</p> <p>以上により、本事業計画は断念すべきと意見を表明する。</p>	<p>風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響について、防衛省に確認したところ、本事業の計画の変更を求めるような影響ありとの判断に至らなかったとの見解をいただいております。風力発電機の設置に当たっては航空法を遵守し、航空機の飛行の支障にならないように航空障害灯の設置等も行います。</p>

○日刊新聞紙による公告

- ・朝日新聞（和歌山県版）、読売新聞（和歌山県版）、毎日新聞（和歌山県版）、産経新聞（和歌山県版）（令和5年3月14日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
 事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目十一番一号
 対象事業の名称 (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業
 二、種類 風力(陸上)
 規模 発電所出力 最大九万四千六百キロワット程度
 三、対象事業実施区域 和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近
 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 和歌山県印南町、日高川町、みなべ町
 五、縦覧の場所・時間 和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課、印南町役場二階企画産業課、日高川町役場二階企画政策課、中津支所一階中津地域振興課、美山支所一階美山地域振興課、みなべ町役場一階総務課
 ※縦覧時間は、各庁舎の開庁時間による。
 電子縦覧 <https://tokyu-rene.com/news/wakayamainanhidakagawa2.html>
 縦覧期間 令和五年三月十四日(火)から
 令和五年四月十三日(木)まで
 六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもちのちは、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入の上、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱に投函くださるか、令和五年四月二十六日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。
 七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
 みなべ町立高城公民館(和歌山県日高郡みなべ町広野九)
 令和五年三月二十二日(水) 十八時から二十時まで
 日高川交流センター(和歌山県日高郡日高川町高津尾七八二三)
 令和五年三月二十三日(木) 十八時から二十時まで
 印南町川又集会所(和歌山県日高郡印南町川又三三四二)
 令和五年三月二十四日(金) 十四時から十六時まで
 令和五年三月二十四日(金) 十八時から二十時まで
 八、問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
 インフラ・インタストリー事業本部 再生可能エネルギー第一部
 陸上風力開発グループ 担当:住川
 〒二五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十番一号
 渋谷ソラスタ 電話番号〇三六四五五・二六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで(土・日・祝日を除く)
 メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

- ・朝日新聞（和歌山県版）、読売新聞（和歌山県版）、毎日新聞（和歌山県版）、産経新聞（和歌山県版）（令和5年3月23日（木））

訂正

令和五年三月十四日付の本紙面にて掲載した「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」についての意見書の提出期限が変更となりましたのでお知らせいたします。

変更箇所 「六、意見書の提出」
 変更前 令和五年四月二十八日(水)まで
 変更後 令和五年四月二十七日(木)まで
 令和五年三月二十三日

問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
 インフラ・インタストリー事業本部 再生可能エネルギー第一部
 陸上風力開発グループ 担当:住川
 〒二五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十番一号
 渋谷ソラスタ 電話番号〇三六四五五・二六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで(土・日・祝日を除く)

・紀州新聞 (令和5年3月14日(火))

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
 事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十一番一号

二、対象事業の名称 (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電所出力 最大九万四千六百キロワット程度

三、対象事業実施区域 和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近

四、環境影響を受ける範囲であると思われる地域の範囲 和歌山県印南町、日高川町、みなへ町

五、縦覧の場所・時間 和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課、印南町役場二階企画産業課、日高川町役場二階企画政策課、中津支所二階中津地域振興課、美山支所一階美山地域振興課、みなへ町役場二階総務課
 ※縦覧時間は、各庁舎の開庁時間となります。

電子縦覧 <https://tokyu-rene.com/news/wakayamahamihidakagawa2.html>

縦覧期間 令和五年三月十四日(火)から
 令和五年四月十三日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱に投函くださるか、令和五年四月二十六日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
 みなへ町立高城公民館(和歌山県日高郡みなへ町広野九)
 令和五年三月二十二日(水) 十八時から二十時まで
 日高川交流センター(和歌山県日高郡日高川町高津尾七八二三)
 令和五年三月二十三日(木) 十八時から二十時まで
 印南町川又集会センター(和歌山県日高郡印南町川又三三四二)
 令和五年三月二十四日(金) 十八時から二十時まで
 令和五年三月二十四日(金) 十八時から二十時まで

八、問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
 インフラ・インダストリー事業本部 再生可能エネルギー第一部
 陸上風力開発グループ 担当:住川
 〒二五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十一番一号
 渋谷ソラスタ 電話番号〇三六四五五二六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで(土・日・祝日を除く)
 メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・紀州新聞 (令和5年3月23日(木))

訂正

令和五年三月十四日付の本紙面にて掲載した「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」についての意見書の提出期限が変更となりましたのでお知らせいたします。

記

変更箇所 「六、意見書の提出」
 変更前 令和五年四月二十六日(水)まで
 変更後 令和五年四月二十七日(木)まで
 令和五年三月二十二日

問い合わせ先 東急不動産株式会社
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ
 担当:住川 電話〇三六四五五二六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで
 (土・日・祝日を除く)

・紀伊民報（令和5年3月14日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
 事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十一番一
 二、対象事業の名称 (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電所出力
 最大九万四千六百キロワット程度

三、対象事業実施区域 和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近
 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 和歌山県印南町、日高川町、みなへ町
 五、縦覧の場所・時間 和歌山県庁環境生活部環境政策局環
 境生活総務課、印南町役場二階企画産業課、日高川町役
 場三階企画政策課、中津支所二階中津地域振興課、美山
 支所二階美山地域振興課、みなへ町役場二階総務課
 ※縦覧時間は、各庁舎の開庁時間によろ。

電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/wakayama/ninhakagawa2.html>
 縦覧期間 令和5年3月14日(火)から
 令和5年4月11日(水)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保
 全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・
 意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備
 え付けておきます。意見書は投函くださるか、令和5年
 4月11日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送また
 は電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は
 当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
 みなへ町立高城公民館(和歌山県日高郡みなへ町広野丸
 令和5年3月11日(水) 18時から20時まで
 日高川交流センター(和歌山県日高郡日高川町高津尾七八三
 令和5年3月11日(水) 18時から20時まで
 印南町川又集会所(和歌山県日高郡印南町川又三三二
 令和5年3月11日(水) 14時から16時まで
 令和5年3月11日(水) 18時から20時まで

八、問い合わせ先 東急不動産株式会社
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当:住川
 一五〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十一番二号
 渋谷ソラスタ 電話番号〇三六四五・二六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで(土日祝日を除く)
 メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

・紀伊民報（令和5年3月23日（木））

訂 正

令和5年3月14日付の本紙面にて掲載した「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」についての意見書の提出期限が変更となりましたのでお知らせいたします。

記

変更箇所 「六、意見書の提出」
 変更前 令和5年4月26日(水)まで
 変更後 令和5年4月27日(木)まで
 令和5年3月23日

問い合わせ先 東急不動産株式会社
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当:住川
 電話〇三六四五・二六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで
 (土・日・祝日を除く)

・日高新報 (令和5年3月14日 (火))

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 岡田 正志
 事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十一番一号

二、対象事業の名称 (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電出力 最大九万四千六百キロワット程度

三、対象事業実施区域 和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 和歌山県印南町、日高川町、みなへ町

五、縦覧の場所・時間 和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課、印南町役場二階企画産業課、日高川町役場三階企画政策課、中津支所一階中津地域振興課、美山支所一階美山地域振興課、みなへ町役場二階総務課
 ※縦覧時間は、各庁舎の開庁時間による。

電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/wakayamainanhiokagawa2.html>
 wakayamainanhiokagawa2.html

縦覧期間 令和五年三月十四日(火)から
 令和五年四月十二日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱に投函くださるか、令和五年四月二十六日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
 みなへ町立高城公民館(和歌山県日高郡みなへ町広野九) 令和五年三月二十二日(水) 十八時から二十時まで
 日高川交流センター(和歌山県日高郡日高町高津尾七八三) 令和五年三月二十三日(木) 十八時から二十時まで
 印南町川又集会センター(和歌山県日高郡印南町川又三三四二) 令和五年三月二十四日(金) 十四時から十八時まで
 令和五年三月二十四日(金) 十八時から二十時まで

八、問い合わせ先 東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
 インフラ・インダストリー事業本部 再生可能エネルギー第一部
 陸上風力開発グループ 担当:住川
 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号
 渋谷ソラスタ 電話番号〇三六四五二一六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで(土・日・祝日を除く)
 メールアドレス TLG.Assessment@tokyu-land.co.jp

・日高新報 (令和5年3月23日 (木))

訂正

令和五年三月十四日付の本紙面にて掲載した「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」についての意見書の提出期限が変更となりましたのでお知らせいたします。

記

変更箇所 「六、意見書の提出」

変更前 令和五年四月二十六日(水)まで
 変更後 令和五年四月二十七日(木)まで

令和五年三月二十三日

問い合わせ先 東急不動産株式会社
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ
 担当:住川
 電話〇三六四五二一六九〇(代表)
 ※受付時間 午前九時半から午後六時まで
 (土・日・祝日を除く)

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・広報日高川（令和5年3月1日発行）

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催のお知らせ

「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧および説明会の開催

和歌山県印南町および日高川町において、東急不動産株式会社が計画している「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を次のとおり行いますので、お知らせいたします。

■ **縦覧書類** (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書

■ **縦覧場所** 日高川町役場3階企画政策課、中津支所1階中津地域振興課、美山支所1階美山地域振興課 ※時間は各庁舎の開館時によります。

■ **縦覧期間および意見受付期間**

令和5年3月14日(火)～令和5年4月13日(木)

方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見書箱へ投函くださるか、意見書の提出先へ令和5年4月26日(水)までに郵送または電子メールに添付してご提出ください(郵送の場合は当日消印有効)。

■ **意見書の提出先**

東急不動産株式会社
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ
 環境アセスメント担当
 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
 渋谷ソラスト
 メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp



■ **説明会の開催場所および日時**

日高川交流センター(日高川町高津尾718-3)
 令和5年3月23日(木) 18:00～20:00

■ **お問合せ** 東急不動産株式会社 環境アセスメント担当 ☎03-6455-2690(代表)(平日9:30～18:00)

3月のマイナンバーカード休日特設窓口

■ **日 時** 令和5年3月12日(日) 令和5年3月26日(日)
 各日9:00～16:00

■ **場 所** 本庁・中津支所・美山支所

■ **内 容** マイナンバーカードの申請サポート・受取
 マイナポイントの設定支援



■ **お問合せ** 住民課 ☎ 22-1701

広報日高川町2023.3 10

注) 意見受付期間について、広報誌発行後、令和5年4月27日(木)までに変更したため日高川町のウェブサイトにもその旨を掲載した。

○インターネットによる「お知らせ」

・東急不動産株式会社のウェブサイト



🔍 一覧へ戻る

2023年3月14日

「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書の公表

表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮策に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 その他関係法令で定める事項
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
資料編
要約書

方法書及び要約書は、令和5年3月14日(火)から令和5年4月13日(木)までご覧いただけます。
ただし、ダウンロードおよび印刷はできません。



方法書の縦覧

縦覧場所

- 和歌山県庁 環境生活部環境政策推進課
- 印南町役場2階 企画課
- 日高川町役場3階 企画課
- 中津支所1階 中津地域振興課
- 美山支所1階 美山地域振興課
- みなべ町役場2階 総務課

縦覧期間

令和5年3月14日(火)から令和5年4月13日(木)まで
各施設の開庁日及び時間に準ずる。

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。また、縦覧場所の意見書投函期間中は縦覧場所に備え付けてあります意見書箱への投函によるご提出もできます。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

意見記入用紙(PDF形式)

意見記入用紙(Word形式)

郵送受付期間

令和5年3月14日(火)から令和5年4月27日(木)まで(当日消印有効)

メール受付期間

令和5年3月14日(火)から令和5年4月27日(木)まで

← → 🔍 🏠 🌐 📄 📧 📞

tokyu-reene.com/news/03kayamuninamuhidokagawa2.html

ReENE >>>

トップ ReENEとは 事業紹介 ポートフォリオ 新たな戦略 地域との共生 **お知らせ** お問い合わせ

経営場所の意見書投函期間

令和5年3月14日(火)から令和5年4月27日(木)まで(各施設の開庁日及び時期に準ずる。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043
 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
 東急不動産株式会社
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当:住川
 電話 03-6455-2690(土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)
 メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

※電話については新型コロナウイルス対応による出社制限の影響でつながりにくい可能性がありますので、メールでのお問い合わせを推奨いたします。

住民説明会の開催

方法等について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- みなべ町立高城公民館(和歌山県日高郡みなべ町広野9)
令和5年3月22日(水) 18時から20時まで
- 日高川交差点センター(和歌山県日高郡日高川町高津尾718-3)
令和5年3月23日(木) 16時から20時まで
- 印南町川又集会所(和歌山県日高郡印南町川又334-2)
令和5年3月24日(金) 14時から16時まで
令和5年3月24日(金) 18時から20時まで

※今後、新型コロナウイルス感染症に關して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて開催や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、本ページにてお知らせいたします。

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。(無料)



PAGE TOP

・和歌山県のウェブサイト

2023/04/13 14:33 (仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業 | 和歌山県

English | 简体字 | 繁体字 | 한국어 | Francais 組織から探す

和歌山県 Wakayama Prefecture 文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青 和歌山 和歌山県PRキャラクター「いっちゃん」

ホーム > 組織から探す > 環境生活総務課 > (仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業 音声読み上げ

環境生活部 (仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業

環境政策局

環境生活総務課

自然環境室

南紀熊野ジオパークセンター

循環型社会推進課

廃棄物指導室

環境管理課

県民局

県民生活課

県民活動団体室

消費生活センター

青少年・男女共同参画課

食品・生活衛生課

動物愛護センター

事業の概要

根拠法令	環境影響評価法
事業者または計画策定者	東急不動産株式会社 (主たる事務所: 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号)
事業の種類	法第2条第2項第1号ホ 発電所(風力)
事業の規模	最大94,600 kW (単機出力4,300~6,100 kW級×最大22基)
事業の実施区域	印南町、日高川町
関係自治体	印南町、日高川町、みなべ町

手続の状況

手続の状況 方法書手続中

配慮書		
配慮書提出日	令和4年10月18日	
縦覧期間等	縦覧期間	令和4年10月19日から同年11月18日
	意見募集期間	令和4年10月19日から同年11月18日
	縦覧場所	・県庁環境生活総務課 ・印南町役場企画産業課 ・日高川町役場企画政策課、中津支所中津地域振興課、美山支所美山地域振興課 ・みなべ町役場総務課 ※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時 ・事業者ホームページ(外部リンク) https://tokyu-reene.com/news/wakayamainamihidakagawa1.html (外部リンク)
	説明会	
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	令和4年11月2日(第1回) 令和4年11月28日(第2回)
	審査会意見	令和4年12月6日 審査会意見
知事意見(事業者あて)	令和4年12月9日 知事意見	

2023/04/13 14:33

(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業 | 和歌山県

環境大臣意見(経済産業大臣あて)	令和4年12月23日	環境大臣意見
経済産業大臣意見(事業者あて)	令和5年1月12日	経済産業大臣意見
方法書		
方法書提出日	令和5年3月13日	
縦覧期間等	縦覧期間	令和5年3月14日から同年4月13日
	意見募集期間	令和5年3月14日から同年4月27日
	縦覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁環境生活総務課 ・印南町役場企画産業課 ・日高川町役場企画政策課、中津支所中津地域振興課、美山支所美山地域振興課 ・みなべ町役場総務課 ※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時 ・事業者ホームページ(外部リンク) https://tokyu-reene.com/news/wakayamainamihidakagawa2.html (外部リンク)
	説明会	令和5年3月22日 みなべ町立高城公民館 令和5年3月23日 日高川交流センター 令和5年3月24日 印南川又集會センター
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	
	審査会意見	
知事意見(経済産業大臣あて)		
経済産業大臣勧告(事業者あて)		

≡ このページの先頭へ

このページに関するお問い合わせは

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 [【地図】](#)

TEL:073-441-2674 FAX:073-433-3590

メール: e0320003@pref.wakayama.lg.jp

[サイトポリシー](#) | [リンク・著作権について](#) | [組織から探す](#)

・日高川町のウェブサイト

2023/03/28 16:20

(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業 環境影響評価方法書について | 日高川町



トップ > くらし > ごみ・環境 > エネルギー政策・新エネルギーに関すること > (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業 環境影響評価方法書について

(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業 環境影響評価方法書について

東急不動産株式会社が計画している風力発電事業「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の手続きが実施されております。

詳しくは、下記ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

<https://tokyu-reene.com/news/wakayamainamihidakagawa2.html>

※広報「日高川町」3月号に掲載しておりました意見書の受付期間ですが、締切日を4月26日（水）から4月27日（木）に変更となりましたので、お知らせいたします。

お問い合わせ

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ

https://www.town.hidakagawa.lg.jp/kurashi/gomi_kankyo/energy/toukyu-huuryoku.html

エネルギー政策・新エネルギーに関すること

- > コスモエコパワー 地域貢献プロジェクト補助金
- > 日高川町「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました
- > 『自然エネルギーの町づくり』の発刊について
- > 日高川町住宅用蓄電池システム設置補助金について

1/2

2023/03/28 16:20

(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業 環境影響評価方法書について | 日高川町

東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当：住川
電話03-6455-2690 (土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)

➤ 電源立地地域対策
交付金



日高川町

各課へのお問い合わせ サイトマップ
個人情報の取り扱い 著作権について

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町土生160番地
TEL : 0738-22-1700 / FAX : 0738-22-8779

© 2022 日高川町役場 All rights reserved.

